

令和2年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和2年第3回定例会記録

おいらせ町議会 令和2年第3回定例会記録				
招集年月日	令和2年9月8日(火)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和2年9月8日 午前10時00分 議長宣告			
散 会	令和2年9月8日 午後 4時59分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	佐々木 勝	2 番	澤 上 勝
	3 番	馬 場 正 治	4 番	澤 上 訓
	5 番	木 村 忠 一	6 番	田 中 正 一
	7 番	日野口 和 子	8 番	平 野 敏 彦
	9 番	沼 端 務	10 番	吉 村 敏 文
	11 番	澤 頭 好 孝	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 館 芳 信	14 番	松 林 義 光
	15 番	檜 山 忠	16 番	西 館 秀 雄
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	7 番	日野口 和 子		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	西 館 道 幸	政 策 推 進 課 長	柏 崎 勝 徳
	財 政 管 財 課 長	岡 本 啓 一	ま ち づ く り 防 災 課 長	成 田 光 寿
	税 務 課 長	福 田 輝 雄	町 民 課 長	澤 頭 則 光
	保 健 こ ど も 課 長	小 向 正 志	介 護 福 祉 課 長	田 中 淳 也
	農 林 水 産 課 長	三 村 俊 介	商 工 観 光 課 長	久 保 田 優 治
	地 域 整 備 課 長	泉 山 裕 一	会 計 管 理 者	佐 々 木 拓 仁
	病 院 事 務 長	田 中 貴 重	教 育 委 員 会 教 育 長	松 林 義 一
	学 務 課 長	柏 崎 和 紀	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	松 山 公 士
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 館 道 幸	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 村 俊 介
	監 査 委 員	木 村 忠 一	監 査 委 員 事 務 局 長	赤 坂 千 敏

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	赤坂千敏	事務局 次長	高橋勝江
	主任 主査	袴田光雄		
町長提出議案の題目	1 報告第4号	令和元年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について		
	2 報告第5号	令和元年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について		
	3 報告第6号	令和元年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について		
	4 承認第11号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について）		
	5 議案第45号	おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	6 議案第46号	損害賠償に係る和解金の決定と和解について		
	7 議案第47号	十和田地区環境整備事務組合理約の変更について		
	8 議案第48号	令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について		
	9 議案第49号	令和2年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について		
	10 議案第50号	令和2年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について		
	11 議案第51号	令和2年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について		
	12 議案第52号	令和2年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について		
	13 議案第53号	令和2年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第2号）について		
	14 議案第54号	令和2年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について		
	15 議案第55号	令和2年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第2号）について		
議員提出議案の題目				
開 議	午前10時01分			
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）			
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。			
	8 番 平 野 敏 彦 議 員			
	1 0 番 吉 村 敏 文 議 員			

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
	西館議長	おはようございます。 まず、先ほど議会運営委員会において、今般、熱中症対策のために、傍聴席、また議場内において水の持ち込みを許可するという ことに決しましたので報告いたしておきます。 ただいまの出席議員数は13人です。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、7番、日野口和子議員は欠席であります。 また、1番、佐々木 勝議員、9番、沼端 務議員は所用のため 遅れて出席となる旨連絡がありましたので、ご報告いたします。 ここで会議録署名議員の補充をします。 本定例会の会議録署名議員に指名されていましたが7番日野口和子 議員が欠席のため、10番吉村敏文議員を補充指名します。 また、新型コロナウイルス感染防止対策として、密集を防ぐため、 選挙管理委員会委員長、農業委員会会長には、出席の自粛をしてい ただきましたので、その旨、ご報告いたします。
		(開会時刻 午前10時01分)
議事日程報 告	西館議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
一般質問	西館議長	日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。 それでは、6席3番、馬場正治議員の一般質問を許します。3番、 馬場正治議員。
質疑	3番 (馬場正治君)	おはようございます。 今定例会では6人の議員が一般質問ということで、2日目まで一 般質問が続きました。これもおいらせ町誕生以来のことかなと思っ

<p>答弁</p>	<p>西舘議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>西舘議長</p>	<p>ております。私の都合で、議長のお許しをいただきまして、着席のまま一問一答方式で質問することをお許しいただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。</p> <p>質問事項1、子育て支援政策についてでございます。</p> <p>(1) 当町の子供の医療費助成制度についてでございますが、ア 現行の制度内容についてご説明をいただきたい。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>6席3番、馬場正治議員のご質問でありますけれども、当町の子供の医療費助成制度は、町単独で実施する子ども医療費助成制度と、青森県から補助を受けて実施する乳幼児医療費給付制度と、ひとり親家庭等医療費給付制度の3つの制度があります。</p> <p>このうち、町の単独事業である子ども医療費助成制度については、ゼロ歳から15歳に達した日の属する年度末までの町内に住所を有する児童を対象に、所得制限を設けず、かかった入院費・通院費を助成するものであります。</p> <p>次に、県の補助を受けて実施する乳幼児医療費給付制度については、ゼロ歳から小学校就学の始期に達するまでの児童を対象に入院費・通院費を助成するもので、また、ひとり親家庭等医療費給付制度についても、ゼロ歳から18歳に達した日の属する年度末までの児童及びその父母または保護者を対象に、入院費・通院費を助成するものです。</p> <p>しかし、県が補助するどちらの助成制度も保護者や請求者、同居家族の所得によっては対象とならない場合もあることから、その助成制度の対象外となった児童を、当町の子ども医療費助成制度で救済することになるため、おいらせ町に住所を持つ児童は15歳に達した日の年度末まで医療保険内の医療費が全額助成対象となります。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p>
-----------	---	--

質疑	<p>3番 (馬場正治君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ご答弁ありがとうございました。</p> <p>町の子供の医療費の助成制度について、3種類の制度が実際に現在実施されているということでございますけれども、県から補助されるもの等については所得制限あると。町の助成制度については所得制限を設けずという答弁でございましたけれども、所得制限を撤廃されたのはいつからでございますか。</p> <p>保健こども課長。</p>
答弁	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p> <p>西館議長</p>	<p>所得制限を撤廃したのはいつからかというご質問でしたが、子どもの医療費助成制度については、当初から所得制限は設けておりません。</p> <p>以上です。(不規則発言あり)</p> <p>子どもの医療費助成制度については、平成23年10月から施行しておりますが、そのときから所得制限は設けておりませんでした。</p> <p>以上でございます。</p> <p>3番。</p>
質疑	<p>3番 (馬場正治君)</p> <p>西館議長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>平成23年の10月から町が行う子どもの医療費助成制度について、所得制限を最初から設けていないという答弁でございましたけれども、私がおいらせ町ホームページで調べた限りでは、537万、いわゆる所得制限が、前年度の所得が537万円以上の家庭については、532万円です。失礼しました。制限が設けられているというふうにホームページには書かれていたと記憶しておりますが、間違いでしょうか、もう一度お聞きします。</p> <p>保健こども課長。</p>
答弁	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>町のホームページのほうには子どもの医療費助成ということでサイトを設けております。そこには、乳幼児医療費給付及び子ども医療費助成制度としておまして、まず先に、乳幼児医療費給付制度について記しております。そちらのほうには、所得制限の限度額を記しておまして、中段から子ども医療費助成制度ということで、</p>

		<p>別に項目を設けておまして、そちらのほうで乳幼児医療費給付制度で却下になった乳幼児、小中学生までの児童の医療費を町独自で助成しますというふうに記載しておりました。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ということは、所得制限の制限額について、乳幼児と子ども医療費と2通り記載されているんですよ。乳幼児のほうは234万2,000円じゃないですか。違いますか。534万円1本だったんですかね。となっているけれども、その後の注釈のようなところに全額助成するというふうを書いてあるという今の答弁だったんでしょうか、お聞きします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>そうですね。ちょっと誤解を招いてしまった部分もありますけれども、まず、子どもの医療費助成制度のサイトのところに2つの制度を載せておりました。先ほど町長から答弁ありましたように、乳幼児医療費給付制度については、所得制限を設けていると。そちらも扶養人数に応じて所得の限度額は変わっております。それからその対象で却下になった方については、子ども医療費助成制度ということで、2段階で表記しているところであります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>分かりました。非常に分かりにくいサイトの掲示の仕方ではないかなと、私は思います。他市町村のホームページを見ますと、所得制限がないところは、はっきりないと、所得制限を設けず医療費を助成しますということを冒頭にもう書いているところが多いし、所得制限の表もありません。これは所得制限のある乳幼児医療、それから所得制限を設けていない子どもの医療費助成を1か所に載せてしまって、見る人に非常に誤解を、私も誤解したわけでございますけれども、最終的には中学校卒業まで子供の医療費については自己</p>

		<p>負担がありませんと。全額町が助成しますよということに間違いありませんか。もう一度お願いします。</p>
答弁	<p>西館議長 保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>誤解を招いてしまうようなサイトをつくってしまったことにおわび申し上げます。議員おっしゃるとおり、15歳、中学校卒業までは子供の医療費については無償ということで御理解していただいでよろしいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>了解しました。</p> <p>それでは、次のイの現行制度は何年前に施行されたものかという質問ですが、これは先ほど平成23年10月ということが答弁の中にありましたけれども、それで答弁いただいたものといたしまして、次の(2)の質問に入らせていただきます。</p> <p>県内の同助成制度の状況についてでございますけれども、ア青森県内で高校生までを医療費助成の対象としている自治体はあるかという質問ですが、実はこの質問は、昨年12月定例会、昨年度の第4回定例会の一般質問でも私は質問しておりますが、当初の答弁は「ありません」というとんでもない答弁をいただきました。それで、私の質問時間の間に終わりのほうに訂正しますということで、担当課長から「助成しているところがあります」という訂正の答弁が入りました。私の質問の通告も大項目で質問をしましたので、こういったデータまでご用意できなかったというのはわかりますので、今回は、具体的に何を聞きたいかということをお細かく質問にしております。したがって、項目が多くなったことは、これは仕方がないんですけれども、答弁される側は準備しやすかったのではないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、青森県内で高校生までを医療費助成の対象としている自治体についてお答えください。</p>
	西館議長	町長。

<p>答弁</p>	<p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>お答えします。</p> <p>令和2年4月1日現在、高校生までを医療費助成の対象としている県内の市町村は14市町村となっております。このうち、2つの市では所得制限を設け、高校生は入院費のみ助成対象としており、11町村では所得制限を設けず、入院費、通院費とも助成の対象としております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>おいらせ町は子育て支援制度、子育て支援政策に力を入れているということが全国的に今注目されております。昨日の澤上勝議員の質問の中にもございましたけれども、国内のトップ住宅管理会社である大東建託さんが、昨年度と、今年と2年にわたってアンケート調査をした結果、青森県内でおいらせ町は40市町村の中で、住み心地が一番という結果が出ました。東北6県の中でも10位という結果が出ております。その答えられた方々のコメント、やはり行政サービスがいい、子育て制度が充実している、こういった、それと交通アクセスもあります、それから大型ショッピングセンターがすぐ近くにあって便利であるとか、そういったコメントがあるわけですが、果たしてこの子育て制度についておいらせ町は県内で進んでいるのかどうか、これについて私も危惧をいたしました。</p> <p>既においらせ町よりもいい制度に進んでいる自治体が県内でかなりの数に上っているということでございます。これからもおいらせ町が、おいらせ町誕生以来13年間人口が減っていない、これを持続し、さらに人口が増えていくような政策を打つためには、やはり子供を育てる世代、働く世代がおいらせ町民になることによって、おいらせ町の財政も豊かになってくはずですよ。</p> <p>働いて給料を取るの町内でなくても構わないんですよ。八戸でも東京でも、盛岡でも仙台でも、どこでもいいんですが、住所をおいらせ町に置いて、子供を産んでもらいたい。これに尽きると思いますので、この子育て支援制度についてもっと充実させていく必要があるなど、私は考えたので、今回この質問をしたわけですがけれど</p>

		<p>も、上北郡内では、横浜町、東北町、この2町は、高校卒業まで、18歳になった年度末までですね。高校に行かない子供もいるので、18歳になった年の年度末までと、なおかつ所得は制限ありません。</p> <p>所得制限に関しては、三沢市、隣の三沢市も平成29年の7月から所得制限を撤廃しています。同じ郡内の六ヶ所村、今年4月から所得制限を撤廃しています。当町も撤廃して、制限を設けていないということです。これはこれで同等かなと思いますけれども、高校生の医療費の助成についてはまだ全く手がついていないと。</p> <p>三戸郡においては、八戸市は高校生の助成は入院のみ、通院は助成ありません。弘前市も入院した場合は、高校生の医療費も助成します。ただし、両市とも所得制限は設けられています。三戸郡の八戸を除く6町村については、南部町、三戸町、田子町、この3町は高校生まで医療費無料です。所得制限を撤廃しているところは、三戸町、新郷村、田子町、これを比較しますと、高校生までの医療費助成については、おいらせ町はどちらかと言えば遅れているということが言えるのではないかなと、私は思います。</p> <p>今、私のほうからも話をしましたけれども、次のイの質問で、所得制限の有無について、県内自治体の状況についてお調べいただければ、答弁をお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって、馬場議員がもう大概のことを調べていて、今重複したような答弁になるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>所得制限の有無ですが、対象年齢に関わらず県内40市町村のうち、10の市町村で所得制限を設け、当町を含む30市町村では所得制限を設けていない状況となっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>分かりました。</p> <p>いろいろな福祉政策というか、まず国の制度が所得制限を設けて</p>

		<p>地方の自治体に下りてくる。県も同じです。それに右へ倣えして、各自治体も所得制限を設けてのが、もう昔の時代です。もう現在は、たくさん働いているから、助成しなくたって払えるだろうという考え方はもう通用しません。私はそう思います。働きが少ない人に、所得の少ない人に助成するんだという考え方ではもう給料の高い人はその恩恵にあずかれないわけですから、それでなくても税金を所得の分払っています。それに加えてこういった助成制度でもあなたは給料が高いから助成しませんよというのであれば、税金の二重取り、さらに所得税も、消費税も物を買えば払わなければならない。所得の多い人は税金の二重払い、三重払いをしなければならない。そういう時代はだんだんやっばり終わってきているなど。今の答弁にもありましたけれども、県内40市町村の中で30市町村以上が所得制限を撤廃していると。これについてはおいらせ町も同等なので、私はいいいというふうに思います。</p> <p>ここで(3)の子どもの医療費助成制度見直しについてに入る前に、私が調べました資料をお配りしたいと思いますので、事務局のほう、お願いします。</p> <p>議長、暫時休憩をお願いします。(「議事進行上の質問」の声あり)</p> <p>13番西館芳信議員。</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>私は今一般質問を聞いて私はどう思います、こう思いますということで、意見が占めているということで、一般質問からずれているんじゃないかなということで議長に整理をお願いしたいし、なんでこれを一般質問の場で私たちが読まなければならない、これは議長がオーケーということで配っていましたか、今出されたものですか、その辺の整理をお願いいたします。議長がそういうふうに判断したということであれば甘んじて受忍いたしますけれども。</p> <p>私は先ほど目を通しまして、馬場議員の私見の資料ではなく、これは各自治体の資料を配付したいということで許可をいたしました。よろしいですか。</p> <p>3番。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p> <p>西館議長</p>	

質疑	3番 (馬場正治君)	<p>ただいま資料をお配りしましたけれども、なぜこういった資料をつくったかといいますと、私が議員になってからの一般質問でのやりとりの中で、答弁の内容をメモするのがほとんど困難なわけですよ。これまでの答弁でも聞いてメモをして、それに基づいて再質問をすることが非常に困難です。そのために、事前にある程度こういう答弁が出てくるのではないかなということで、ホームページで調べましたので、これをご覧いただくと、各議員も関係課長もこれに基づいて話をするので、理解がすぐ深まるということで私は今回資料を用意しました。</p> <p>それでは、(3)の子どもの医療費助成制度見直しについてでございますけれども、アの高校生までを助成対象とした場合の必要ファンド(資金)はどの程度必要かでございます。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和2年3月31日現在、高校生に当たる16歳から18歳の人口は約790人となっております。</p> <p>仮に年間1人当たり10件の申請として、申請に対する1件当たりの助成額を1,800円、社会保険診療報酬支払基金に対する手数料を100円と仮定した場合、年間助成額は約1,500万円になると試算しております。</p> <p>これに直近の平成29年度から令和元年度までの3か年の平均助成額と手数料の合計である約6,270万円を加えると、概算事業費として約7,770万円が必要になると見込まれます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	<p>3番。</p> <p>ありがとうございました。7,770万円が中学生までを対象としている現在を高校生まで助成対象とした場合に増える費用だということではよろしいですか。ちょっと中身がいろいろ細かくあったので、1,500万円なのか、7,770万円なのかちょっと迷ったんですけれども、どちらが、総額で7,770万円……(不規則発言あり)いわゆる国保で払う分。</p>

答弁	西館議長 保健子ども課長 (小向正志君)	保健子ども課長。 それでは、再度申し上げます。 高校生だけを拡充した場合は、約1,500万円、従来の中学生までだけですと6,270万円となっております。それを合算すると7,770万円が必要になると見込んでおります。 以上です。
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	3番。 私は中学生までの費用を聞いておりませんので、高校生まで広げた場合のファンドが幾らなのかを聞きましたので、1,500万円ということですね。そうですね、今の課長の答弁ですと、中学生までの分も含めてとおっしゃいましたので、1,500万円あれば高校生まで医療費助成を、所等制限を設けずに広げることができるということですね。1,500万円、はい、分かりました。 それでは、次のイですけれども、所得制限を撤廃した場合の必要ファンドはどの程度になるかということについては、おいらせ町も平成23年から所得制限を設けていないということですので、これはカットさせていただきたいと思います。 続いて、ウの国が自治体に配分する臨時財政対策債とは何か。また、本年度当町に配分される臨時財政対策債発行可能額は幾らかお願いします。
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	町長。 お答えします。 臨時財政対策債とは、地方交付税として本来国が交付すべき額を国税で確保できないため、その代替として地方自治体が自ら地方債を発行して工面する資金であります。平成13年度に制度化され、現在まで継続されているものであります。 地方債ですので、後年度、償還を行う必要がありますが、償還費用の全額を地方交付税で措置されるという仕組みとなっております。

		<p>なお、本年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額は、2億6,037万1,000円となっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>それでは、次、エの本年度新設された地域社会再生事業費とは何か、説明ください。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ご質問の地域社会再生事業費とは、地域社会の維持・再生に取り組むための歳出項目として、本年度新たに普通交付税の算定に設けられたものであり、人口減少や少子高齢化が進行している自治体や人口密度が低い自治体に重点的に配分されることになっております。</p> <p>算定方法としては、国勢調査の人口をもとに、人口減少率、年少人口、高齢者人口、生産年齢人口減少率などを加味して、基準財政需要額が算定されております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>答弁ありがとうございました。国でも地方再生についていろいろな政策を次々と出してきているようですので、やはり地方が、人口が減らないように、いわゆるUターン、Iターン、Jターン、こういった政策をどこの自治体でも行っているのはご存じのとおりだと思いますけれども、おいらせ町は幸いにして人口を維持しております。これを何とか続けるために、こういった国の政策を素早く利用して、国が立て替えてくれるお金もあるわけです。一旦は自治体の借金になりますけれども、後日国がそれを帳消しにして、交付税として返してくれるものもありますので、全て今あるお金を切り詰めて、貯金貯金に回すことだけが政策ではないかと、やはり利用できる借金は利用して、伸びていくべきだなと私は思いますので、その</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>点、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>次に、オの令和3年度から、来年の4月1日からですけれども、子どもの医療費助成対象を高校生まで広げることについて町長はどのようにお考えになつてゐるかお答えいただきたいと思ひます。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>政策公約の中においても、高校生までの医療費助成の拡大を検討することとしており、また、本年度末をもって子ども医療費助成条例が失効することからも、今後事業の効果や財政状況などを総合的に判断し、継続の可否等について慎重に検討していきたいと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>慎重にという一言がありましたけれども、考えていきたいという答弁をいただきました。1,500万円です。新型コロナの影響でいろいろな事業も中止になったり、イベントも休んだりして、昨日の平野議員の一般質問にもありましたけれども、通常であれば、使わなければならないお金を使わないものが数千万円あります。1,500万円で高校生まで医療費を無料にできるわけです。何とか慎重で結構ですので、来年の4月1日から無料化実施に向けて進んでいる上北郡、三戸郡の他市町村に追いつくべく検討をしていただきたいと強く申し上げてお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、カの学校給食費と同様に子どもの医療費助成についても所得制限をなくすることについての町長の考えはということですが、これも既に所得制限がないということですので、カットさせていただきたいと思ひます。</p> <p>続きまして、大きな項目2の町ホームページについてでございますが、(1)ホームページ更新のタイミングについて。</p> <p>ア最新の内容を反映させるためにどのようなタイミングでホームページの更新を行っているのか、お聞きしたいと思ひます。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>ホームページでの情報発信は、情報を迅速に伝えることができる手段であり、その更新ルールについては、町ホームページ作成ガイドラインに基づき実施しております。</p> <p>更新のタイミングについては、必要性や緊急性に応じて、情報を発信する所管課の判断において、随時行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>今回の一般質問に当たって、県内の様々な自治体のホームページを見ました、数日間にわたって。その結果、我がおいらせ町ホームページは最も検索しやすく、最も国際化している、こういう評価を私は個人的に持ちました。国際化に当たっては、ほとんどの市町村は、英・中・韓この3か国語なわけですがけれども、青森市、それからいらせ町、これはグーグルの自動翻訳サービスを導入しているために、世界各国のどこの国の人も自分の言語で見ることができる。すばらしいなと私は思いました。</p> <p>また、検索のしやすさにおいても上位のほうに該当するだろうというふうに思っています。これを担当している職員に敬意を表したいと思います。</p> <p>ただ、細かい部分では、先ほどのように所得制限のページが分かりにくかったという部分はありますけれども、これをさらに世界の人が見ているんだということを常に頭に置きながら、更新して、刷新して行ってほしいなと思っています。</p> <p>次に、(2) ホームページ上のパノラマビューについてでございますけれども、アの町内の観光スポットが360度見渡せるパノラマビューがあり、現在はその全てが11月頃の風景になっているけれども、町の花である桜や町の鳥であるハクチョウを見てもらえるように、四季折々の風景に刷新すべきと考えておりますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えしますが、先ほどの馬場議員の県内でも指折りのホームページということで、職員も大変士気が上がるものと思っております。ありがとうございます。これからも努力させます。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>町ホームページ内にあるパノラマビュー機能の画像を刷新するために、専用の風景データが必要となり、そのためには専用のカメラで撮影した風景をパノラマビュー用に編集作業と経費が発生します。</p> <p>さらに、パノラマビューの更新のため、システム保守業者に依頼し、作業を行うこととなります。これらについても別に経費が発生することとなります。</p> <p>一方、町で紹介している画像や動画は数多く存在しており、例えば動画投稿サイトのユーチューブでは、町の自然や風景を上空から撮影したものや、お祭りやイベントを撮影した動画も数多く紹介されております。</p> <p>議員ご質問の桜の風景やハクチョウに関する内容も確認することができるため、町としても今後はこのようなサイトを活用しながら、おいらせ町の魅力を全国へ発信したいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。私もほかのユーチューブの動画も見させていただきました。移住プログラムの動画と、それから有名な338号線にガンダムを見ながらバイクで旅行している方のコメントなんかも見ました。ほかのページでは桜もハクチョウも見られますけれども、このパノラマビューがせっかくあるんですから、これは業者に委託してつくられたといいますけれども、特に業者の技術がなくても今、ドローンでも何でも使えば春の桜堤公園、いわゆる明土地区から八甲田を臨む真っ黄色の奥入瀬川沿いの町のパンフレットにも載っていますけれども、ああいうふうなものを入れて、やはり刷新すべきだと思っておりますので、ご検討をお願いして、次の質問に移りたいと思います。</p>

	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>次に、大きな項目で3番の町の国際化対策についてでございます。</p> <p>(1) 町内在住の外国人の状況についてですが、アの現在町に居住する外国人の世帯数と人数及びその国籍数並びに今後の見通しについて説明をいただきたい。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町に住所を有する外国人は、令和2年7月31日現在、265人、207世帯であります。国籍数は22か国となっております。</p> <p>今後の見通しですが、外国人のみの将来人口の推計データはありませんが、外国人人口は直近の3か年で毎年30人から45人増加している状況にあるため、今後も微増すると推測しております。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在、見通しは困難な状況であるということも報告しておきます。</p> <p>以上す。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>以前、私が町のほうに聞いたときには、まだ百数十人の外国人ということでしたけれども、既に今町長の答弁では265人と、当時私が聞いたのの倍ぐらいの人数がおいらせ町に住んでおられる。世帯数として207世帯、もちろん学校も小学校、中学校、この外国人の子供さんも入学してくるわけで、学校現場としてもそれに対応するのに苦労しておられることは聞いております。だけれども、やっぱりこれからの時代はこういったものに対応していかなければならないのは明白ですので、さらにこういった外国からおいらせ町に仕事であれ、何であれ、縁あって住んでくださる方々にとって住みやすい町でありたいなと思いますので、先ほどのホームページ、これは素晴らしいなと思います。ベトナム人であれ、モンゴル人であれ、自分の国の言語に一瞬にして切り替わるホームページですので、これはすごく頼りにされているだろうなと私は思っています。</p> <p>それでは、続きまして、次の質問ですけれども、外国人の来庁者は、役場に来られる来庁者は1か月平均何人か。</p>

		<p>また、電話やメールその他による問合せは1か月平均何件か伺います。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和元年度転入転出等の手続のため、町民課窓口に来庁した外国人は101人となっております。月平均では9人となります。</p> <p>また、令和元年度、町民課窓口において外国人から電話やメールで問合せがあった件数はゼロとなっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>来庁者はそれなりに月平均9人、10人としても年間100から120人ぐらいということですが、実際にカウンター越しに対面をして対応しているということだと思いますけれども、問合せがゼロというのは意外だなと思いました。</p> <p>次のウですけれども、現在の窓口対応と問合せの対応についてどのような体制を取っているのか説明いただきたい。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>外国人に対する窓口や電話による問合せ対応は、多くの国から転入している状況に鑑み、今年1月から75の国と地域の言語に対応できる簡易翻訳機を町民課窓口を設置し、対応している状況であります。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>分かりました。75の国の言語に対応できる翻訳機を導入しているということですね。</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>この対応については、以前臨時職員で立崎さんでしたっけ、マリアさんがおられましたけれども、そういった職員の活用はしてられないんでしょうか。</p> <p>町民課長。</p> <p>最近の町民課窓口での対応の現状をちょっとお知らせいたしますと、実はこの今外国人が多くなってきている要因の一つに、昨日西館議員のほうからお話がありました技能実習生が多く来庁するというのが主なところになっております。この方たちについては、実はその会社の方が引率してくるような形で対応しておりまして、実は日本語で対応できております。逆に、やはり個人で仕事上動いて回るといふ方も最近は多くなっておりまして、その方は実は日本語が結構できます。もしくは英語がある程度ちょっとできたりして、片言の日本語での会話が可能となっております。</p> <p>先ほど簡易翻訳機の実績ですが、実は窓口を確認したら3回ほど、やっぱり東南アジアから来る方が多くなってきていましたので、そちらのほうも活用しています。以前であれば、マリアさん、すみません。固有名詞をいただきますが、もしくは町民課外にも職員には英語を話せる職員がおります。なので、本当に分からないときは手助けということでたまに本当に1年に数回程度だと思いますが、そちらのほうに確認していただいているケースは今でもございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>答弁ありがとうございました。</p> <p>次の(2)の国際交流についてですけれども、ア町が取り組んでいる国際交流事業について説明ください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町の国際交流事業につきましては、昨年度までは国際交流員を配置し、町内の保育施設等を巡回し、幼児に英会話を指導したり、町</p>

		<p>内在住の外国人との文化交流、生涯学習フェスティバルにおける国際交流活動のPR、英語によるSNSへの情報発信などを行ってまいりました。</p> <p>しかし、昨年度実施した事務事業評価により、国際交流員の配置を含む国際交流事業について、ゼロベースから見直すこととしたため、今年度は国際交流員を配置しておりません。さらに、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、人の交流について慎重を期する必要があることから、計画していた事業を実施できていない状況にあります。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染症の終息に合わせて、事業を再開させていくこととなりますが、コロナ禍における国際交流事業の在り方について検討していく必要があるものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、イのおいらせ町国際交流協会との連携と協会に対する町の支援体制について、町長のお考えをお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>町国際交流協会の活動につきましては、町内における国際交流の一翼を担っていただいておりますことに敬意と感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>町国際交流協会には、自主事業の実施のほかに、町の国際交流施策に協力、連携して取り組んでいただいております。</p> <p>コロナ禍の状況ではありますが、終息後はインバウンドの高まりや外国人労働者の増加が見込まれ、多文化共生の視点が標準化されていくものと考えており、今後も町の取組への協力・連携をお願いしたいと考えております。</p> <p>また、協会への支援につきましては、これまでも活動に対し補助金を交付してまいりましたが、今後も引き続き支援してまいりたいと考えております。</p>

<p>質疑</p>	<p>西舘議長 3番 (馬場正治君)</p>	<p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございます。私自身もおいらせ町国際交流協会の会員でありますけれども、2町合併して、おいらせ町になる前は百石町国際交流協会というのがありまして、当時の鈴木副町長のところに事務局を置かれていて、その近くの職員が事務的なことをやっておられたというふうに伺っておりますけれども、合併しておいらせ町になった時点で、旧下田町には国際交流協会はありませんでした。一時、元副町長の柏崎源悦さんがつくろうじゃないか、あるいは観光協会の会長をやられていた川口彰五郎さんとか、野ぎくさんに集まって、私も声がかかって集まったんですけども、それでもできなかったわけです、旧下田町では。</p> <p>合併後、百石町国際交流協会がそのままおいらせ町国際交流協会として事業を継続されたわけですが、事務局が大変のようなんですよ、臨時職員の方をお願いしていましたが、業務時間中に総会資料などをつくるのが正職員の方々の目が気になってできない、仕事に、何を別なことをやっているんでないかと思われるんじゃないかということで、非常に事務局としてはそういった意味でご苦勞をかけたと思います。そういう意味で、事務局を町のほうで、役場のほうで支援してもらえないかなというのが私の個人的な希望ですが、この点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西舘議長 副町長 (小向仁生君)</p>	<p>副町長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>合併以前のことににつきましては、それぞれが個人として立ち上げをして、存続をさせてきたというふうな経過から、町の職員がそこに関与しないというふうなことで進められてきたかと思えます。そしてまたそれが合併後もそのような形で進んでいるというふうな状況だというふうに思っております。</p> <p>そして今、事務局をその一臨時職員が行っていたというふうなことで、私もそこは認識しております。確かにその事業内容そのもの</p>

		<p>は大変だということでは確かに勤務時間内にそれを処理していたというのも確認をしておりますが、それはそれで町の国際事業として取り組む、それは本来町がやらなければならない事業の一翼を協会に担っていただいているというふうなことで、それを多めに見てやっていたところだというふうに思っております。</p> <p>ですから、今後も職員が臨時職員であろうと、また町の職員であろうと、それに携わる場合は、ある程度担当課長の許可を得て、その事務を幾らか時間を割いて担うというのは、それは構わないのかなというふうには考えておりますけれども、全部から全部を町の職員が、町が事務局として位置づけして行うんだということに関しては、ちょっとまだそこまでは、時期尚早かなというふうなことで思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>副町長、ありがとうございます。ご答弁いただいたとおりだと思いますけれども、先ほどのおいらせ町内の外国人の人数、世帯数、年々増えている。この現状から見て、やはりこれからおいらせ町もお隣の三沢市にはたしか国際交流課のようなものがあつたのではないかなと、基地対策課だったかな、そういうふうにもう行政としてそういう体制を取っている自治体もあります。これまでのような国際交流協会に下駄を預けたような考え方ではなくて、やはり町の政策として、今後の政策として対外国人、対世界に対しての町の在り方、政策というものを本気で取り組んでいってほしいというのが私の希望ですので、町長の一言でいいですから、お考えをお願いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>私、旧下田の出身なもので、国際交流少し無知な部分もありまして、ただ、逆に言いますと旧百石町は進んでいるなという気もしておりましたし、また、事務も役場が担っているのかなというところもありまして、役場の臨時職員であろうと、役場の職員がやっていたもので、そういうところもそう思っております、誤解が多々あ</p>

質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	<p>ったということでありますので、今副町長が答弁したような感じになればいいんですけども、ただ今、外郭団体、あるいは町の外郭でなく、いろいろな部分の団体が町の職員を使った事務局を預けるという状況が……（「一言でいいです、これから考えるのか考えないのか」の声あり）それは先ほど副町長が答弁したとおりでいかなければならないのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の（3）ですけれども、各公設施設の掲示物等への外国語表記についてお聞きします。</p> <p>アの町内の公設施設の看板や掲示物への外国語表記は現在どのようになっているのか説明ください。</p>
答弁	西館議長 町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>庁舎、教育施設、体育施設、公園など、町内にある公共施設79か所について確認をしましたところ、外国語表記を行っている施設は約3割の23か所あり、そのほとんどが英語表記で避難誘導に係るものや施設の案内となっております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長 3番 (馬場正治君)	<p>3番。</p> <p>3割程度しか外国語表記、それも英語のみということですので、これについてはもっと改善すべきだと思いますので、外国人が町民であれ、町民でない町外から訪れる外国人であれ、公設施設を満足に利用できるように少なくとも英語、韓国語、中国語、この程度はバイリンガルで表記すべきだというふうに思いますので、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>次のイの掲示物への外国語表記について、県内の有名観光地、自治体、例えば弘前、青森、八戸、十和田、三沢などの現状を調査し</p>

		<p>た実績があれば公表してください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>外国語表記の掲示物の状況について、過去に調査を行ったことはありません。</p> <p>今後、参考になるような事案があれば、随時視察などを検討したいと考えております。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>これまで調査したことがないという答弁でしたけれども、やはり他自治体がどの辺まで進んでいるのかというのを業務中で構わないわけですよ、仕事のための調査ですから、ぜひ職員を派遣して、隅々進んでいる自治体、全く進んでいない自治体もあろうかと思えますけれども、進んでいる自治体を参考にしながら、おいらせ町も進めていただきたいというのが私の希望でございます。</p> <p>続きまして、大きな項目の4番ですけれども、職員の研修体制についてでございます。</p> <p>(1) 他自治体との人事交流についてでございますけれども、アの現在他自治体との人事交流はどのようになっているのか説明ください。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>当町職員と他の自治体職員が相互に出向する人事交流については、毎年度青森県庁などからの募集があり、全職員に対して応募を促しているところであります。</p> <p>直近の人事交流の実績では、平成22年度の神奈川県横浜市との人事交流が最後となっております。</p> <p>なお、当町職員が相手方へ出向する研修については、職員数が減員となることから、現在は行っておりません。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>平成22年とおっしゃいましたか、横田さんの件だと思いますけれども、幸い、おいらせ町職員と結婚することになって、おいらせ町に移住されました。もうそうするとかれこれ9年、そういった人事交流が行われていない。ぜひ再開して、職員に外に目を向けて、外で何がどういふふうに行われているのか、勉強させてほしいなというのが私の希望でございます。</p> <p>続いて(2)……(「3番議員、1時間過ぎましたので」の声あり)そうでしたか、分かりました。</p> <p>またあと5分ぐらいあると思っていましたけれども、それでは時間ですので、これで一般質問を終わります。</p> <p>丁重な答弁、ありがとうございました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>これで3番、馬場正治議員の一般質問を終わります。</p> <p>ここで11時20分まで休憩いたします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>(休憩 午前11時04分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>(再開 午前11時20分)</p> <p>日程第2、報告第4号、令和元年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>当局の説明</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、報告第4号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ及び2ページ、資料は別冊の決算報告書、主要施策の成果153ページから156ページになります。</p> <p>本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度の決算に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するものです。</p> <p>結果からご説明いたしますと、議案書の2ページに記載しておりますように、1、健全化判断比率の4指標は、いずれも早期健全化</p>

		<p>基準に該当しませんでした。</p> <p>次に、2、資金不足比率につきましては、3会計、いずれも経営健全化基準に該当しませんでした。</p> <p>それでは、各指標の状況をご説明いたします。</p> <p>別冊の決算報告書主要施策の成果のページは154ページになります。</p> <p>154ページのまず、(1)実質赤字比率、それから連結実質赤字比率についてです。</p> <p>表の(A)一般会計等実質収支額が2億433万6,000円であり、一般会計等が黒字決算でありましたので、表の上から2行目の実質赤字比率としての数字はありません。</p> <p>次に、連結実質赤字比率につきましては、表の(D)連結実質収支額が11億6,494万2,000円と町の各会計を連結した場合の実質収支額が黒字決算でありましたので、表の上から3行目の連結実質赤字比率としての数字はありません。</p> <p>次に、同じページ下、(2)の実質公債費比率についてです。</p> <p>実質公債費比率は町が借入れを行った資金の返済、元利償還金等について、一般会計等が負担する大きさを示す指標です。この数値は過去3か年平均で算定するもので、今回御報告する数値は11.0%となります。昨年の報告数値と比較し、0.1ポイントの減となっております。</p> <p>ただし、令和元年度のみの実質公債費比率につきましては、11.50070%と、平成30年度数値と比較し、およそ0.6ポイントの増となっております。数値が上昇した主な理由は、この表の右側、増減の欄を参照しますと、(A)一般会計等の元利償還金が5,221万9,000円増加したこと及び(G)標準財政規模が8,066万8,000円減少したことによるものです。</p> <p>次に、(3)将来負担比率です。将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担すべき負債の大きさを示す指標です。今回ご報告する数値は、7.2%となります。昨年の報告数値と比べ6.8ポイントの減となっております。数値が下降した主な理由は、表の右側増減の欄を参照しますと、①地方債現在高が5億2,683万8,000円減少したこと及び③地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額が3億3,505万3,000円減少したことによるものです。</p>
--	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長 (議員席)</p> <p>西館議長</p> <p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>次に、156ページをご覧ください。</p> <p>4、資金不足比率についてです。</p> <p>(1) 病院事業会計につきましては、表の(A) 資金譲与額の①流動資産額が②の流動負債額を上回り、資金不足がないため、資金不足比率としての数値はありません。</p> <p>次に、(2)の公共下水道事業特別会計と(3)の農業集落排水事業特別会計につきましては、いずれも歳入総額が歳出総額を上回ったことにより、資金不足がないため、資金不足比率としての数値はありません。</p> <p>なお、健全化判断比率は、様々な財政情報のうち、主に負債の状況に着目した指標ですが、財政運営の課題は負債よりも経常経費の増加による財政硬直化に移行しております。その財政硬直化を示す指標につきましては、隣の157ページに掲載しております③の経常収支比率になります。令和元年度決算では、昨年よりも少し下がり、94.4%となりましたが、依然として高い水準にあります。</p> <p>また、他の財政指標等の推移につきましても、157ページに掲載いたしました個別の説明は割愛させていただきますが、併せてご覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第4号を終わります。</p> <p>日程第3、報告第5号、令和元年度おいらせ町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、報告第5号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページ及び4ページになります。</p> <p>本件は、平成30年度から令和元年度までの継続費を設定してお</p>
--------------	---	--

		<p>りました多目的ドーム整備事業の継続年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費の精算報告をするものです。</p> <p>継続費の内容につきましては、多目的ドーム建築工事の実施設計委託料で2か年分の計画額4,115万8,000円に対し、支出実績合計が3,736万8,000円でありましたので、差引き379万円が不用額となったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>これについては、これまでいろいろ説明をしていただきましたけれども、実際に3,736万8,000円が使用されております。これまでの経過ですと、設計等がたしか実施されたというふうに確認しておりますけれども、今までの議論の中で、設計はまたさらにこれから活用できるんだというふうな答弁があったと思いますけれども、いつになればめどがつくのか、本当にこの今調査設計したものがこの何年か後に活用できるのか。めどとすれば、コロナが終息し、終わったらさらにこの部分については検討するというふうな考えなのか、設計もどういうふうな形で生かしていくのか、この点について町長の考えをお伺いいたします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まず、想定外といたしますか、コロナが流行したということでありまして、コロナがなくても財政状況が非常に厳しいということで凍結しておりますので、今の時点ではいついつという期限を明確にすることはできない状況であります。</p> <p>しかしながら、人口は減らないという部分もありますし、建物もいっぱい毎日のように建っているという状況もあり、いずれは税金が伸び、あるいはこの積立金が増えてくれば、もしかすれば可能になるんじゃないのかなと思っております。今のもしかすればと</p>

<p>当局の説明</p>	<p>西舘議長 (議員席)</p> <p>西舘議長</p> <p>西舘議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>言いましたのは、やはりもしかして、仮定みたいな話になりますけれども、例えばこの3,736万8,000円ですか。これ今の設計とあるいは資材の値段とか、そういうのが変わらないという部分あればまた見直しで追加部分はあるかもしれませんけれども、町の財産として取っておければ、いずれそういう時代が来るのかなという気もしております。</p> <p>また、新聞等を見ていると、資材単価が経済状況不況に向かっていくから、下がっているという部分もありますので、そういう部分で設計単価等がもし今の時点での設計単価でしょうけれども、資材が下がる、あるいは人件費も下がるということは考えられませんが、そういう部分で事業費がもし下がる、あるいは町の財政状況がよくなれば、その時点で、果たして私がそこに、その時点でいられるかどうかは別として、可能になるということがあるのではないのかなという気はしております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第5号を終わります。</p> <p>日程第4、報告第6号、令和元年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、報告第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書5ページをご覧ください。</p> <p>また、併せて別冊にてお配りしております青森県新産業都市建設事業団の令和元年度決算に係る資料もご用意ください。</p> <p>本件は、当該事業団から令和元年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第312条第3項の規定により報告するものでありま</p>
--------------	---	---

		<p>す。</p> <p>なお当町に関わる百石住宅用地造成事業の概要についてご説明いたしますが、当事業につきましては、これまで議員各位にご説明してきたとおり、未分譲用地4区画の町への売却や、町からの負債額の補填などにより、当該年度末をもって会計精算が完了いたしました。</p> <p>それでは、別冊資料1、令和元年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算の14ページをご覧ください。</p> <p>百石住宅用地造成事業会計の決算報告書のうち、(1)収益的収入及び支出についてご説明いたします。</p> <p>収入の第1款事業収益の決算額は5,623万6,745円であり、その内訳として、第1項営業収益3,775万6,394円は、未分譲用地4区画の町への売却収益であり、第2項営業外収益1,848万351円は、町からの負債補填金のほか、一時借入金、利子補給金、預金利息であります。</p> <p>一方、支出の第1款事業費用の決算額は6,514万8,226円であり、その内訳として、第1項営業費用6,512万8,629円は、用地売却原価であり、第2項営業外費用1万9,597円は、一時借入金利息及び雑支出であります。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>損益計算書です。</p> <p>1、営業収益の用地売却収益3,775万6,394円は、住宅用地4区画売却分、2、営業費用の用地売却原価は、6,512万8,629円、3、営業外収益では、預金利息が447円、補助金は会計精算に当たり、負債を解消するための町からの補填金1,846万1,000円、雑収益は一時借入金に対する町からの利子補給金1万8,904円、合計で1,848万351円となりました。</p> <p>4、営業外費用の支払利息1万8,904円は、一時借入金利息、雑支出693円は、全ての支払いが完了した後の口座の残額で、町に納付したものであります。</p> <p>これらにより、当年度純損失が891万1,481円となりましたが、前年度繰越利益剰余金が同額あり、差引きした結果、当年度未処分利益剰余金がゼロとなっております。</p> <p>次に、18ページ、19ページをご覧ください。</p> <p>貸借対照表であります。当該年度末で、資産、負債、資本、い</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>(議員席)</p>	<p>ずれもゼロとなっております。</p> <p>なお、百石住宅用地造成事業以外の事業につきましては、資料参照とさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第6号を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第5、承認第11号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は令和2年度おいらせ町一般会計補正予算（第4号）について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p>
	<p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>それでは、承認第11号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページから9ページになります。</p> <p>本件は、既定予算の総額に250万円を追加し、予算の総額を130億1,433万8,000円としたもので、去る7月13日付で専決処分を行ったものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算（第4号）に関する説明書、（令和2年7月13日専決）をご用意ください。</p> <p>こちらの4ページをご覧いただきたいと思えます。</p> <p>この4ページで歳出の内容ですが、去る7月11日及び12日の大雨により被害のありました町道北ノ平線の法面について、復旧工事を実施するため、11款1項1目公共土木施設災害復旧費の14節北ノ平線法面災害復旧工事費250万円を追加したものです。</p> <p>ページが戻ります。3ページをご覧ください。</p> <p>歳入の内容ですが、19款2項1目財政調整基金繰入金は、その</p>
		<p>***なしの声***</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>財源として、歳出と同額分を増額したものとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより歳入歳出全般の質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第4号）に関する説明書3ページから4ページです。質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>今説明していただきましたけれども、1つだけ、ちょっと確認をおきたいと思います。</p> <p>3ページのこの財源補填ですけれども、財政調整基金を充てるといふふうなことですけれども、災害復旧事業にはならないんですかね。ほかの補助金とかのそういうふうなものでこの財源を賄うといふふうな金額が少ないから一般財源で充当するのか、ここをちょっと、ここだけ確認いたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>この災害復旧に係る補助金等についてはその存在は承知しておりませんが、このように、災害復旧対応の財源として、財政調整基金を一旦取り崩したのものについては、特別交付税で措置していただけるように毎年国のほうに数値を上げて、交付税措置を要求しているということであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番、澤上 勝議員。</p> <p>今財政の収入に関わる5ページの専決補正主な内容の説明書のこととでちょっと確認をしたいのですけれども、年末残高見込額7億1,000万円ということで調整基金、ここに明示をしていますけれども、これは補正があるたびに、資料を見ると次は10億円ですか、なぜ年末なのか、私は補正した段階での基金の残高を載せるべきだ</p>

		<p>と思うんですけども、年末に載せても、最終的にはころころ変わると思うんです。我々、見るにはやはり今この補正をした時点で貯金が幾らあるんだ、次にこのままで変更したときは差引きで幾らになるのかというそういう明示をするべきではないかと思うんですけども、その辺、財政管財課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。 お答えします。 年度末残高見込みを予算のたびにお知らせすることとしてありますが、この財政調整基金にはもろもろの繰入額だとか、積立額を予算として計上してあります。実際のこの基金の繰入れとか、積み立ての実行は、おおむね年度末において行われます。したがって、この予算をそのまま実行すればこうなりますよということになります。残高の変動は大体年度末に動きます。この予算に従って動きますので、この状況を補正のたびにお知らせしているものとなります。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。 こちらは見る立場です。検査する立場です。やはりその時々補正と残高を明示したほうが私は現実的に分かりやすいと思うんですけども、どうしてもそうだとすれば、それ以外私は言わないけれども、私が見る目はそうですよ。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。 お答えします。 ちょっと説明が足りないようで申し訳ございません。基金残高というのは、一般的には決算書もそうなんですけれども、年度末残高で表記をいたします。ちょっと申し上げにくいんですけども、予算で基金繰入金を繰り入れます、積み立てますと、それぞれ金額が計上されていますけれども、実際、金額が動くのは年度末に動きますので、ここへ今現在の残高をお示ししたところでちょっと余り意味がないものかなと思いますので、年度末残高の基金残高を予算に</p>

質疑	西館議長 2番 (澤上 勝君)	<p>従いまして、実行するところになりますという数字をお知らせしているものです。</p> <p>以上です。</p> <p>2番。</p> <p>いやいや、財政基金はその都度繰り入れして、繰り戻しするはずですから、必ず残高が出るわけです。それを明示したほうが分かりやすいと私は思うし、この年末残高だって、ほとんど無に等しい金額なんです。最終的にはどうなるか、いいですか、次の5号で10億円になるんですよ。じゃあ普通に見る場合、やはり現実的に金額を見たほうが議員の方々も私は分かりやすいと思うんですけども、それで通すなら、それで。</p>
答弁	西館議長 財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>すみません。なかなかちょっと説明が下手くそで申し訳ございません。</p> <p>補正があるたびに財政調整基金の繰入金予算を増減します。この予算のとおりやると財政調整基金の残高がこうなりますよというのを参考までにお示ししているものですが、実際の財政調整基金の取崩しは、先ほども申し上げていますように、実際にはほかの予算執行、多くは工事とか、年度末に主に実行されますので、それと合わせて年度末に実際は基金の取崩しも年度末に行われるということですので、年度末に残高をお示したほうがいいかなと思います。</p> <p>今現在の財政調整基金は本当に今日現在の財政調整基金の繰入れは、実はまだ実行はしておりません。ですので、今日現在の基金残高は7億円ではなくてもうちょっと多いような状況にあります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにご覧いませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p>	<p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから承認第11号について採決をいたします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なし認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>日程第6、議案第45号、おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>保健こども課長。</p>
	<p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の10ページから29ページをご覧ください。</p> <p>新旧対照表は71ページから111ページになります。</p> <p>本案は、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い改正されました国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき、これに従い定めた本条例について、字句の改正及び食事の提供に要する費用の取扱いの変更のほか、新たに定められた特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を追加するため提案するものであります。</p> <p>改正内容についてご説明いたしますので、71ページをご覧ください。</p> <p>新旧対照表になります。まず、題名をおいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例に改正しております。</p> <p>72ページをご覧ください。</p>

		<p>第2条は、定義を定めたもので、法改正に合わせた文言の整理として、「支給認定」を「教育保育給付認定」に改めるなどともに、第12号から第24号までを5号ずつ繰り下げ、第12号から第16号を追加しております。</p> <p>74ページをご覧ください。</p> <p>第3条の一般原則において、保護者の経済的負担の軽減を適切に配慮することを加えるものです。</p> <p>第4条から77ページの第11条までは文言の整理をしております。</p> <p>78ページをご覧ください。</p> <p>第13条第1項において、保育料の負担を認定保護者のうち、満3歳未満の子供の認定保護者と定めることにより、3歳以上の保育料を無償化とするものです。</p> <p>79ページをご覧ください。</p> <p>第13条第4項第3号は、食事の提供に関し、実費を徴収することを規定しておりますが、副食費、おかずやおやつ等に係る費用については免除となる世帯及び3歳未満児からは徴収しないことを定めております。以後、92ページの第41条までは文言整理となります。</p> <p>92ページ、第42条、こちらは連携施設の確保の見直しであり、当町にはありませんが、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等といった特定地域型保育事業者は、保育サービスが継続的に提供されるように連携する認定こども園等を確保することが規定されております。しかし、町が認めるときは、この規定を適用しないこととすることができるものであります。以後、97ページから再び103ページの第52条までは文言整理であります。</p> <p>104ページをご覧ください。</p> <p>中ほど第2章では、無償化の実施に当たり、従前子供のための教育保育給付対象外であった新制度未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動事業について新たに特定子ども・子育て施設等と定め、市町村の確認を受けた施設の費用の給付を行う子育てのための施設等利用給付についての規定、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準として、第53条から107ページの第61条までを追加しております。</p>
--	--	---

		<p>議案書29ページまでお戻りください。</p> <p>最後に、附則でございます。</p> <p>この条例は、公布の日から施行するものであります。</p> <p>なお、幼児教育・保育の無償化については、令和元年10月1日に施行された布令基準の経過措置として、市町村の条例が施行されるまでの間、布令基準を市町村の条例で定める基準としてみなすということで実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p> <p>課長からいろいろ説明していただきましたけれども、私も目を通して全然分かりません。文言の改正はよしとして、課長から簡単にここここがこう変わったんだよというふうな要点だけを説明していただければ、子育て支援施設等の運営に関する基準が改正になって、さっきも話したように3歳以上、3歳以下、給食費が無料化になった。そういうふうな実際にこの改正によって子供が受ける、親が受けるそういうサービスがどういうふうになるのかというふうなものだけ説明していただければ、文言のほうは私、こう見ても比べてみて、よく理解、課長はしているなというふうな、私はほとんど読んですごい幅があつて大変だなというふうな思いがありますので、簡単にここここというふうな3点ぐらいで整理して説明していただければ助かります。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>それでは、平野議員の質問にお答えいたします。</p> <p>まず、平野議員もご承知のとおり、昨年10月1日から3歳以上の児童については、保育料は無償化となっております。こちらについて改めて規定されたものです。</p> <p>あと、食事の提供についても、基本的には実費徴収ということになっております。簡単に言うと、端的に言うとそういう部分になり</p>

質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>ます。現状に条例を合わせた形になります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに。</p> <p>13番、西館芳信議員。</p> <p>平野議員はある程度分かってそっちのほうは分からないということみたいなんだけれども、私は、もう入り口の部分から分からなくてね、これ平成26年というふうなあれありますけれども、もう1回確認させてください。恐らく条例までできているから、過去一、二回は説明あったのかもしれませんが、そもそも特定教育・保育施設だとか、この地域型保育事業って、ごく普通のそれこそ保育事業だとか、幼稚園の教育事業だとか、どう変わったものがこれなんですかね。</p> <p>そして、これは全部おいらせ町にあるこういう事業者に当てはまるものなんですか、まず、お願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、教育・保育施設というのは、幼稚園、認定子ども園、保育園等を示します。特定教育保育施設というのは、その教育・保育の施設のうち、町長が給付費の支給対象施設として確認した施設となりますので、おいらせ町にある認定子ども園はほぼ特定教育・保育施設となります。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>13番 (西館芳信君)</p>	<p>13番。</p> <p>認定子ども園でしたか、今保育園の中に出てきたんだけれども、これがそもそも全部そういうふうに町内の保育園、幼稚園は全部これになっているのか。そして、町長が指定するというふうに話をしたんですけれども、これは申請とか、そういうのがあって町長が指定するものですか。それとももう一方的にどこどこというふうに指定するものだけか、そこだけお願いします。</p>

答弁	西館議長	保健こども課長。
	保健こども課長 (小向正志君)	お答えいたします。 町内の認定こども園は13か所ですけれども、ほぼ全部が認定こども園となっております。町長の確認ということで、こちらについては、確認の方法については私も勉強不足で大変申し訳ございません。町のほうでその施設内容等を確認して、給付の対象としております。 以上です。
	西館議長 (議員席)	ほかにご覧いませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第45号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なし認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここでお昼のため1時30分まで暫時休憩いたします。 (休憩 午前11時59分)
	西館議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1時30分)
	西館議長	日程第7、議案第46号、損害賠償に係る和解金の決定と和解についてを議題といたします。

<p>当局の説明</p>	<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>当局の説明を求めます。 病院事務長。</p> <p>それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。 議案書の30ページ、31ページになります。</p> <p>本案は、平成30年10月10日午前8時頃、おいらせ病院正面玄関において、おいらせ町在住の甲が診察を受けるために当院を訪れた際、自動ドアの不具合により、病院正面玄関の自動ドアに衝突し、転倒した事故であります。</p> <p>診察の結果は、頸椎骨折4か月と診断された損害賠償の事案であります。</p> <p>この度、甲と和解が調ったため、損害賠償に係る和解金の決定と和解することについて、地方公営企業法第40条第2項及びおいらせ町病院事業の設置等に関する条例第6条の規定により、議会の議決に要するため、提案するものであります。</p> <p>和解内容については、別紙に示すとおりであります。</p> <p>なお、和解については、自治体病院共済会の病院責任賠償保険で全額対応するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 3番、馬場正治議員。</p> <p>座ったままでご了解いただきます。(「よろしいです」の声あり) 今、担当課長の説明では、転倒した結果、脊椎骨折という説明でしたけれども、間違いはないですか。議案書では腰椎とあります。全く違いますので、気をつけていただきたいと思います。病院事務長。 よろしく申し上げます。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番</p>	<p>ほかにごございませんか。 8番、平野敏彦議員。</p> <p>私は2点ほど確認します。</p>

	<p>(平野敏彦君)</p>	<p>この和解の要件で、相手方は甲、この支払いをするのは病院の共済会の保険を使うというのは聞いたんですけども、乙は誰になるのか。開設者成田 隆、それとも病院長がそのこういうふうな経過の中で代表として誰が当たってきたのか、それが1点。</p> <p>それからこの和解の内容ですけども、甲は、3の(2)のところですよ。甲は町の職員に対してというふうな文言があるんですけども、職員に対して、職員がその医者なのか、この職員というのは誰を指すのか、この2点をお聞きかせたいと思います。</p>
答弁	西館議長	病院事務長。
	<p>病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>平野議員の質問に答えるために、先ほど提案理由の中で、腰椎を頸椎という形で説明しましたこととおわび申し上げます。大変すみませんでした。</p> <p>それでは、平野議員の1点目の乙は誰なのかというふうなことでございますけれども、甲につきましては今の被害を受けた方、乙については国保おいらせ病院となっております。なお、国保おいらせ病院の開設者院長ではなくて、そこを仲介した調整をした弁護士が乙の代理人という形で今回和解案を考えました。</p> <p>もう1点については、甲は町の職員に対して、その町の職員は誰かというふうなことについては、医者も、関わった担当者も含まれるというふうなことでご理解いただければなというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	西館議長	8番。
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>乙のところについては、代理人弁護士が当たってきたんだというふうなことで理解をしました。</p> <p>この町の職員に対してというふうなところは、医師、担当者であるんですけども、賠償請求を職員に過失がこれは全然ないと思うんですよ。それがこういうふうな文言が入るというのは何か被害者が建物で被害を受けているんだけど、管理する代表者に対してであれば分かるんですけども、個人の事務職員とか、そういうふうな者にも訴えを請求できるというふうな形で本人が、甲が捉えて</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>いるのか、その辺は今までの経過の中でどういうふうな請求の仕方をされているのか、ちょっとこれを見て、あれ、そうすればこれは医者が訴えられたのかなというふうな、職員が、例えば事務長が訴えられたのかなというふうな、誰かなというふうな疑問を感じたんですけれども、ここの内容をもうちょっと説明いただきます。</p> <p>病院事務長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>ここの(2)の和解の内容については、実は最近の事例で、基本町とか自治体、企業を訴えるというふうな文が普通なんですけれども、場合によっては個人の方にそれをまた終わった後に訴えるというふうな事案もあるというふうなことで、最悪の場合を捉えて、町の職員というふうなことを文言に入れているというふうなことでご理解いただければなと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>個人に対する請求とか、そういうふうなのがなされていないというふうなことで理解をしました。ただ、これでもう和解がされているわけですから、その後もまだ請求があるというふうなのは、考えられないんですけれども、相手方がこれでもう和解をして、代理の弁護士等がちゃんと入って、法的に書類が整うわけですから、その後の部分というのは理由が見当たらないんです。だから、この町の職員に対しての、どうも町の職員に瑕疵があったような理解をされるんじゃないかなという思いがあって質問しました。今言ったような形でこれからそういうふうなものが出てこないというふうなことで確認をして、私は終わります。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 病院事務長 (田中貴重君)</p>	<p>病院事務長。</p> <p>あくまでも団体に対しての請求になります。あくまでもこの部分については、担当された代理の方が職員のことを思いやって、今後そういうことがないようにというふうなことで捉えた内容だということでもよろしくお願ひしたいというふうに思います。</p>

当局の説明	西館議長 (議員席)	<p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第46号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なし認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>日程第8、議案第47号、十和田地区環境整備事務組合規約の変更についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (澤頭則光君)	<p>それでは、議案第47号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書では32ページから33ページ、参考資料は111ページになります。</p> <p>本案は、十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う事務の承継について規約で定めるため、規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため、提案するものです。</p> <p>それでは、条文の詳細説明については、新旧対照表で行いますので、資料の111ページをお開きください。</p> <p>詳細説明は、8月の議員全員協議会において組合の解散関係について説明しておりますので省略いたします。</p>

		<p>111ページ中段にあります2、議案第47号関係の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>変更案は、（解散に伴う事務の承継）第13条組合の解散に伴う事務の承継については、関係市町村が議会の議決を得てする協議をもって定める。を追加するものであります。</p> <p>施行日は青森県知事の許可のあった日からとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>西館議長 説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第47号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(議員席) **なしの声**</p> <p>西館議長 異議なし認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>西館議長 日程第9……（不規則発言あり）議事進行に関わる発言ですか。 3番。</p> <p>3番 (馬場正治君) 先ほど2回目ということで指摘されて2回目は質問できませんということでしたけれども、最初の私の発言は職員の誤りを指摘したものであって、質問ではなかったはずですが、それも質問の1回目というふうに数えられるということですか。（「はい」の声あり）指摘をしてもですか。（「はい」の声あり）誤りだったんですよ、</p>
--	--	---

<p>当局の説明</p>	<p>西館議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>議案書の読み間違いだったんですよ。それを認めたわけですよ。間違えましたということで。それは質問ではないんですよ。(「その前にじゃあ指摘して発言を求めればよかったと思います」の声あり) 同じように手を挙げて指摘しましたけれども。(「そのミスを指摘するのであれば、ボタンを押して、議事の進行に関わる発言として、今のは間違いじゃないですかというふうにすれば、質問の回数にはならなかったと思いますが」の声あり) 全くそのように私は質問、説明したと思いますけれども……(「私は質問として受けたつもりです」の声あり) 頸椎というふうに説明したけれども、議案書では腰椎と書いてあるわけです。それを指摘して病院事務長も認めて、腰椎の誤りでしたというふうに認めましたけれども、それも質問と数えるわけですか。(「私は質問として受けたつもりですが」の声あり) 分かりました。後で議運に諮りたいと思います。</p> <p>日程第9、議案第48号令和2年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>財政管財課長。</p> <p>それでは、議案第48号についてご説明いたします。</p> <p>議案書は34ページから40ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に3億6,833万7,000円を追加し、予算の総額を133億8,267万5,000円とするものです。</p> <p>歳入歳出の内容についてご説明いたします。</p> <p>別冊の令和2年度一般会計補正予算(第5号)に関する説明書をご用意ください。</p> <p>まず、歳出の主な内容からになります。こちらの13ページをお開きください。</p> <p>1款1項1目議会費の8節費用弁償211万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る町支援策など、町の財政支出を鑑みて、議会から申入れがございました委員会活動費等に係る予算の減額を計上させていただくものです。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>2款1項1目一般管理費の11節通信運搬費200万円の増額</p>
--------------	---------------------------------------	---

		<p>は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁手続に替え、郵便料受取人払いの返信用封筒を活用のため計上するものです。</p> <p>15ページに移ります。</p> <p>2款1項4目財産管理費の17節庁用器具費3,257万6,000円の増額は、町の新型コロナウイルス対策として、公共施設へ非接触発熱検知サーマルカメラを設置するため計上するものです。</p> <p>16ページをご覧ください。</p> <p>2款2項1目企画総務費の12節聖火リレー中継イベント運営業務委託料376万円の減額は、東京オリンピック聖火リレーの中止に伴い、予算の全額を取り下げるものです。</p> <p>17ページに移ります。</p> <p>2款2項3目情報政策費の13節機器借上料342万1,000円の減額は、総合行政システム等賃貸借の支出見込額を踏まえ計上するものです。</p> <p>次に、14節光ケーブル等移設工事費209万円の増額は、国道338号の歩道拡幅に伴い計上するものです。</p> <p>次に、2款2項5目定住促進対策費の18節定住促進助成金2,610万円の増額は、当該助成金の申請見込みにより計上するものです。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>2款3項2目賦課徴収費の22節還付金及び還付加算金250万円の増額は、申請見込みにより計上するものです。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>3款1項3目高齢者福祉費の27節介護保険特別会計繰出金455万3,000円の増額は、当該特別会計の職員給与費等繰出金などの増額に伴い計上するものです。</p> <p>次に、3款1項6目福祉施設管理運営費の10節修繕料116万6,000円の増額は、老人福祉センター浴室等の修繕料として計上するものです。</p> <p>21ページに移ります。</p> <p>3款2項1目児童福祉総務費の10節消耗品費321万4,000円の減額は児童福祉施設のコロナ対策用消耗品について、町の購入から費用助成に変更するため、計上するものです。</p> <p>次に、12節一時預かり事業委託料224万1,000円の増額及び地域子育て支援センター事業委託料247万8,000円の減</p>
--	--	--

		<p>額は、単価改正により計上するものです。</p> <p>次に、17節庁用器具費321万4,000円の減額は、児童福祉施設のコロナ対策用備品について、町の購入から費用助成に変更するため計上するものです。</p> <p>次に、18節新型コロナウイルス感染拡大防止相談支援体制強化事業費補助金50万円の追加は地域子育て支援拠点のウェブ相談支援用タブレット購入費用に対する助成として計上するものです。</p> <p>同じく18節の新型コロナウイルス感染拡大防止事業費補助金1,500万円及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金1,500万円の追加は、児童福祉施設等が感染拡大防止を図るための物品購入費用に対する助成として、それぞれ計上するものです。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>同じく18節の保育対策総合支援事業費補助金605万8,000円の追加は、予算組替えにより、認定こども園の新型コロナ対策用品購入費用に対する助成として計上するものです。</p> <p>次に、22節の国庫返還金898万7,000円の追加は、令和元年度の児童福祉施設コロナ対策用補助金等の精算により計上するものです。</p> <p>次に、3款2項2目児童措置費の19節新生児特別定額給付金2,000万円の追加は、国の緊急経済対策の一環として行われた特別定額給付金の支給対象を町独自に来年2月1日まで出生する児童に拡大するため計上するものです。</p> <p>25ページをご覧ください。</p> <p>25ページの4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業外収益他会計負担金209万3,000円の増額は、繰出基準対象経費の増額に伴い、計上するものです。</p> <p>27ページをご覧ください。</p> <p>6款2項1目林業総務費の24節森林環境整備基金積立金206万6,000円の増額は、森林環境譲与税の前倒し増額配分に伴い計上するものです。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>7款1項2目商工業振興費の18節事業継続支援給付事業費補助金2,000万円の減額及びテナント料等助成金交付事業費補助金1,000万円の減額は、名称変更に伴う予算組替えのため計上す</p>
--	--	--

	<p>るものです。また、事業継続支援給付金1,600万円の増額は、新型コロナに係る町独自支援の対象業種などの拡大に伴い計上するものです。</p> <p>7款1項3目観光費の18節おいらせブランド推進協議会新商品開発等支援事業費補助金50万円の追加は、おいらせブランド推進協議会が行う新型コロナに係る支援事業に対する助成として計上するものです。</p> <p>29ページに移ります。</p> <p>8款2項1目道路橋梁維持費の14節町道維持補修工事費399万5,000円の増額は、道路排水ポンプの故障に伴い計上するものです。また、15節道路維持補修材料購入費200万円の増額は、大雨に伴う砂利道整備の増加により、碎石購入費が不足するため計上するものです。</p> <p>次に、8款2項2目道路橋梁新設改良費14節の町道舗装補修工事費補助549万2,000円の増額は、国庫補助金の交付内示に伴い計上するものです。</p> <p>また、18節の私道整備補助金220万1,000円の追加は、当該補助金の交付見込みにより計上するものです。</p> <p>30ページをご覧ください。</p> <p>8款3項1目都市計画総務費の12節都市計画区域等見直し資料作成業務委託料284万3,000円の追加は、都市計画の見直しに用いる計画図等の作成のため計上するものです。</p> <p>次に8款3項3目公共下水道費の27節公共下水道事業特別会計繰出金1,148万円の減額は、当該会計における前年度繰越金の確定などにより計上するものです。</p> <p>次に、9款1項3目災害対策費の10節消耗品費399万8,000円の増額は、新型コロナ流行地において避難所の開設に必要な物品を購入するため計上するものです。</p> <p>次に、24節東日本大震災復興交付金基金積立金323万4,000円の減額は、復興交付金の交付終了により計上するものです。</p> <p>31ページに移ります。</p> <p>10款1項2目事務局費の18節小中学校修学旅行キャンセル料等補助金1,604万75,000円の追加は、町の新型コロナ対策として、新型コロナの影響により中止となった場合における修学旅行のキャンセル料に対し助成するため計上するものです。</p>
--	---

		<p>32ページをご覧ください。</p> <p>10款2項1目学校管理費の12節小学校内充電保管庫設置業務委託料1,752万9,000円の追加及び17節機械器具費1億371万9,000円の追加は、ギガスクール構想に係る小学校分の経費として町内小学校児童全員分のタブレット端末及び充電保管庫を整備するため計上するものです。</p> <p>次に、10款3項1目学校管理費の12節中学校内充電保管庫設置業務委託料815万7,000円の追加及び33ページ17節機械器具費5,108万5,000円の追加は、小学校と同様にギガスクール構想に係る中学校分の経費として、町内中学校生徒全員分のタブレット端末及び充電保管庫を整備するため計上するものです。</p> <p>次に、10款3項3目学校建設費の12節木ノ下中学校講堂耐力度調査委託料278万3,000円の追加は、改築の事前調査として耐力度調査を実施するため計上するものです。</p> <p>34ページをご覧ください。</p> <p>10款4項1目社会教育費総務費の17節庁用器具費156万2,000円の追加は、新型コロナ対策として避難所等を土足使用するための養生シート等を購入するため計上するものです。</p> <p>10款4項4目図書館費の17節図書購入費800万円の追加は新型コロナ対策として、電子図書館用図書購入事業及び子供の読書推進事業の経費として計上するものです。</p> <p>35ページに移ります。</p> <p>10款4項6目文化財保護費の18節町郷土芸能保存会補助金247万6,000円の追加は、青森県町村会の助成制度を活用し、子供鶏舞衣装の購入費用への助成を行うため計上するものです。</p> <p>次に、10款5項1目保健体育総務費の18節いちょうマラソン大会補助金180万円の減額は、新型コロナの影響により大会中止となったことから、予算の全額を取り下げるものです。</p> <p>このほか、同様に、新型コロナの影響で事業中止となり減額が確定したものについて、複数の款にわたり減額計上をしております。</p> <p>また、各款にわたって1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費など、人件費に係る予算を増減しておりますが、4月の人事異動に伴う調整等として計上するものです。</p> <p>主な歳出の説明は以上になります。</p>
--	--	---

		<p>これから歳入の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>ページが前のほうに戻ります。3ページをお開きください。</p> <p>3ページ、1款2項1目固定資産税の現年度分1,701万7,000円の増額は、賦課額の決定に伴い計上するものです。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>6款1項1目法人事業税交付金1,619万1,000円の増額は、見込額の算定により計上するものです。</p> <p>次に、7款1項1目地方消費税交付金5,300万円の減額は、見込額の算定により計上するものです。</p> <p>次に、10款1項1目地方特例交付金の減収補償特例交付金1,092万3,000円の増額は、交付額の決定により計上するものです。</p> <p>5ページに移ります。</p> <p>11款1項1目地方交付税の普通交付税2億4,761万1,000円の増額は、交付額の決定により計上するものです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,089万円の追加は、国の第1次補正予算分の交付内示により計上するものです。</p> <p>次に、15款2項2目民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金1,693万6,000円の増額は、児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止事業に係る国庫負担分として計上するものです。</p> <p>また、認定こども園施設整備交付金7,728万9,000円の減額は、県支出金への予算組替えのため計上するものです。</p> <p>次に、15款2項6目教育費国庫補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金1,142万円の追加及び公立学校情報機器整備費補助金6,354万円の追加は歳出の教育費でご説明しましたギガスクール構想の経費に係る国庫負担分として計上するものです。</p> <p>7ページに移ります。</p> <p>16款2項1目総務費県補助金の新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金1,500万円の追加は、町が行う新型コロナの経済対策に対する県費負担分として計上するものです。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>16款2項2目民生費県補助金の認定こども園整備事業費補助金</p>
--	--	--

		<p>7, 728万9, 000円の追加は、国庫補助金からの予算組替えにより計上するものです。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金1, 650万円の追加は、歳出でご説明しました、町が行う児童福祉施設等へのコロナ対策費助成に対する国の間接補助金として計上するものです。</p> <p>9ページに移ります。</p> <p>18款1項2目新型コロナウイルス感染症対策寄附金207万8, 000円の追加は、当該寄附金の収納状況により計上するものです。</p> <p>10ページをご覧ください。</p> <p>19款2項1目財政調整基金繰入金2億1, 186万7, 000円の減額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整により計上するものです。</p> <p>なお、補正後の予算額は4億8, 127万円となり、予算ベースでの基金残高見込みは今年度末で10億4, 423万4, 000円となります。</p> <p>次に、20款1項1目前年度繰越金6, 404万円の増額は、令和元年度決算に伴い計上するものです。</p> <p>主な歳入の説明は以上になります。</p> <p>次に、37ページから39ページをご覧ください。</p> <p>こちらの給与費明細書は、人件費に係る今回の補正の内容を反映したものとなります。</p> <p>次に、41ページから43ページをご覧ください。</p> <p>債務負担に関する調書は、学校給食センター調理等業務委託料令和2年度から令和5年度を追加するほか、補正の内容を反映し、1件の金額を変更するものです。</p> <p>次に45ページ、46ページをご覧ください。</p> <p>地方債に関する調書は、歳入の町債及び歳出の構成比の補正に伴い、その内容を反映したものとなります。</p> <p>最後に、47ページから54ページの補正予算主な内容は、予算案審議の参考資料として、ただいまご説明した主要な経費等の個別説明を掲載したものとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
--	--	--

質疑	西館議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>一般会計補正予算（第5号）に関する説明書3ページから11ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
	8番 (平野敏彦君)	<p>歳入全款ということですから、1点だけお聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>というのはこれからの会計処理の件ですけれども、先般、9月3日に町民バスの運行費用の過大請求の報告がありました。総額91万3,400円、平成28年10月より過大請求になってあったというふうなことで報告がありました。</p> <p>そこで、町長から確認をしますけれども、5年間にわたって過大に請求があったんですけれども、今年の4月にそれに気がついたというふうなことですけれども、報告ですと、今年の方については相殺をする。そして、これまでの分に835万2,600円については返還をしてもらうというふうなことですけれども、事務処理は、例えば過大の過去の分については、予算的にどういうふうに反映されるのか、これは担当課長のほうが分かると思いますけれども、それと相殺する際の予算の計上の仕方、まず、予算的な部分についてはこの2点についてお聞きしたいと思います。</p> <p>それと町長からは、5年間、この過大請求をされていたのに気がつかなかったと。説明ですと、向こうのほうの十鉄のほうも気づかずに請求した。こちらのほうもそのチェック機能が十分でなかったというふうなことですけれども、今までこの行政サイドでそういうふうなチェック機能が機能しない。それでその報告を受けて、行政側としての対応が本当にこのままでいいのかと。5年間の長い期間にわたって事務が適正に対応されていないというふうな部分については、担当者の部分もそうですけれども、担当課長、そういうふうな部分の町長からのどういうふうな形で対応したのか。</p> <p>前はたしか成田町長時代も、事務遅滞とか様々あって、処分とかそういうふうなものがあったんですけれども、今回は、説明を聞いて</p>

答弁	西館議長	<p>てみますと、過大請求のされている返還の金額に対しても幾らも過大した分の利息的な部分というのは出てこないというふうなことで、何もない、注意だけというふうな説明ですけれども、私はちょっとそれではね、本当にそれでいいのかというふうな、そこは町長が来ていませんでしたので、私は確認できませんでしたが、町長として、この対応の仕方、処理の仕方というふうなのであれば、町長からそれをお聞きします。あと、会計担当のほうからどういうふうな形で事務処理をするか、この2点をお伺いします。</p>
	町長 (成田 隆君)	<p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>まずもって大変迷惑をかけてしまったことをおわびしなければならないし、ただ、どういう処分の仕方をしましたということですが、私も本来であれば、あなた方のその気がつかなかった職員の給料を下げて、気がついた人にあげたいぐらいの気持ちは持っているなということ、まず本人たちには申しました。しかしながら、法律的に総務のほうでいろいろ調べた結果、地方公務員法ですか、そういう部分では、実質町に実害がないということでもありますので、嚴重注意以上のことはできないということで、そういう処分をしたということでもあります。</p> <p>冒頭申しましたように、本当に気がつかない人たちの部分を気がついた人に回すぐらいの法律があれば、月1万円でも2万円でも、発見したほうに回すというぐらいの私も平野議員と同じぐらいの気持ちは持っております。</p> <p>ですから、昨日、西館議員の一般質問にもたしか関連で答弁したはずですが、いろいろな部分で法律的にうちの町が遅れているという部分があるというのであれば、そういう部分も含めて職員の資質の向上には努めたいということで答弁はしましたけれども、そういう部分で法律的に、私個人的な感情で減給する、処分をするというわけにいかないようだというので、法律の専門家である総務課の指示に従ったというのが現状であります。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	総務課長。

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (西館道幸君)</p>	<p>今の町長の答弁に補足いたします。</p> <p>過去の処分の事例から、こちらのほうでも調べまして、町民に直接不利益を与えた行為ではなかったというふうな部分と、今回の過大請求があった委託料につきましても、全額返還をするというふうなことで確約をいただいているということで、町の損害は発生していないものの、議員おっしゃるとおり、今後同様な事案が発生しないようにということで、当時の関係職員に対して町長から口頭による嚴重注意を伝達したというふうなことであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長 政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、過大請求分の返還金の予算上の処理の方法についてご説明をしたいと思います。</p> <p>まず、今年度分の4月から7月までの過大請求となりました76万800円につきましては、今年度の歳出の委託料から相殺をして、つまり今年度の委託料から76万800円を差し引いた形で歳出から差し引く形で処理をいたします。平成28年から令和元年度までの835万2,600円につきましては、歳入の雑入のところに返還金という科目を設けまして、そちらのほうに返還をしていただく形で予算を計上いたします。今回9月補正のほうにちょっとタイミングとして発見するタイミングが間に合わずに、9月補正の予算のほうには計上できておりませんが、12月補正の段階で歳入のほうに予算計上することにしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>町長の思いも私の思いも理解しているというふうなことで、何も職員を処分しなさいと言っているのではないですよ、行政側としてのやはりちゃんとしたけじめをつけるというかね、それが大事だと思うんですよ。実害がないから、じゃあ何ぼミスしてもいいのかというふうなことになるんですよ。そこじゃないでしょう、間違っただけで何年も来ているわけですから、その事実をちゃんと確認して、じゃ</p>

		<p>あ職員にはどういうふうな形でチェック機能とか、そういうふうなものを働くような方法を取りますとか、そういうような形でないと、私は別に職員を懲戒処分しなさいとか、そういうふうなことを言っていないよ、そういうふうな体制づくり、意識改革、そういうふうなものをやはりきちんと町長から職員に示すべきだというふうに思います。その部分1つ。</p> <p>それと予算の処理の仕方ですけれども、過大請求の分は今まで911万3,000円というふうなことで議会のほうに説明があるんですけれども、相殺したらこの分が逆に九百何万円のうち76万円を相殺したら、これはどうなるんですか、返してもらうのは返してもらって、ちゃんと決算上出したほうがいいんじゃないですか、財政課長どう思います。私だったら、確かにこの議会に報告した911万3,400円、これを過大に請求されて十鉄から返してもらいましたというふうな形で決算上処理すべきだと思うんですけれども、これだったら、出てくるのが835万2,000円過大請求したという形になるんじゃないですか、ここのところは、ちょっと監査委員はどう考えているかわかりませんが、私だったらそういうふうにするべきだと思います。</p> <p>町長。</p> <p>職員の処分というんですか、注意の件に関しまして、再度申し上げますけれども、私も平野議員が議会人として町を監視する立場だと思います。また、私も町を預かる者の最高責任者として重々自覚はしております。ですから、平野議員以上に私は腹立たしい思いをもう毎年のように何かかにか起こしてくれています。大変困っています。ですから、嚴重には注意はしているんですけれども、果たしてそれが響いているのか、自覚を持って対応しているのかというと、少し自覚がまだ、私の言い方が甘いのか、受け入れるほうが甘いのか分かりませんが、なかなかそれがうまく伝わっていないという部分がありますので、今回も議員の方々からいろいろな部分で監視してもらっていますので、そういうことも含めながら、まだまだ強く注意し、指示をしていきたいと思いますので、今回の場合はお許しをいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、返還金の予算計上の仕方について改めてご説明をしたいと思います。</p> <p>もともと十鉄のほうとの委託契約の中で、委託料の支払いに關しましては、その月のかかった経費から運行収入を差し引いて支払うと、毎月支払っていくと、そういうような契約になっております。それに関しては、これまでも同じようにやってまいりまして、今回は回数券の分の請求が漏れていたというようなことでの還付してもらおうというような形になるんですが、今年度中につきましては、まだ年度が途中でございますので、今年度の会計のほうにといいますか、同じような形で、歳出で委託料として支払うべきところから今回余計に払ってしまった76万800円を差し引いて、最終的にはお支払いするというような形になりますので、歳入のほうにはその911万円というような形では数字は出てきておりません。</p> <p>これに關しましては、十鉄さんのほうとも覚書という形で今年度の76万800円につきましては、運行委託料と相殺して精算するというような覚書も取り交わしをしておりますので、そのような形で対応していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>そうするともう1回確認しますけれども、そうするとこの835万2,600円というのは、令和2年度の決算のときに過大請求分で雑入で計上されるというふうなことで理解していいんですか。そこを確認をしておきます。</p> <p>あと、この部分については、今の補正で間に合わなかったというようなことですから、それは次の補正のときに出てくるというふうなことで理解をします。</p> <p>町長の答弁を聞いて、非常に気持ちは分かります。いろいろな意味で、常にトップとしての心労も出てくるんじゃないかと。あまり神経質になってまた痩せることのないようにひとつもう少し職員の見届けは、課長が町長の代理として、常にチェック、指導し、職員</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>の意識改革を進めるべきだと思うんですけども、町長が直に職員に言うよりも、ここ並んでいる管理職の方々の意をちゃんと酌めるような形でやっていったほうがいいんじゃないかと思います。</p> <p>以上です。終わります。</p> <p>町長。</p> <p>今、平野議員からこう温かい言葉をいただきましたけれども、原因は我々トップにあると思います。採用試験決定するのは町長です。ですから、もう少し目を光らせ、あるいは優秀な職員を採用しなければ、こういうことが延々続くような気がしております、それは強く言っていますので、これからも採用のときは相当気をつけて、目を光らせますので、よろしくお願いします。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番、松林義光議員。</p> <p>幾ら町長が厳しくやっても次から次へと不正が明るみに出てくると。そういうふうな話であります。これは逆に、今4月に代わった職員が、これを発見したんですよ、5年間もう支払いがなかったものをチェック機能が遅れてそれを代わった職員が発見した。話を聞くと、前の介護福祉課にいたときも何かの不正を、間違いを発見したと。見つけたという話も耳の中に入ってきております。どうですか、町長、逆に私は立派だと思いますよ、それを見つけた職員、この職員に対してご褒美、ボーナスとか何かあげる考えはありませんか。これを見つけなかったらね、まだまだ続いていますよ。たまたま5年目で発見して、九百何万円ですか、あと5年も続いたら倍ぐらいになっていくでしょう。ですから、ご褒美ぐらいあげる気はありませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>そういうことも考えて、今、担当課と相談はしていますけれども、今人事評価はしています。しかし、私の評価と課長方の評価がちょっと違い過ぎて、私はもう少し厳罰にする、あるいは褒美をあげる、褒めるということを進めたいんですけども、課長方は極端な差を</p>

		<p>つけられていないのが実情でありますので、大変今、平野議員、あるいは松林議員からありがたい言葉をいただきましたので、これから制度をいじって、少しいいことした人は何かの部分で例えば給料上げるのもそうでしょうし、昇進を早くするのもそうでしょうし、いろいろな部分で、その1人の人が2年続けて、前の担当者の事務遅滞を、あるいは見つけたということでしょうけれども、逆に言うと、今の職場の環境では、その職員が嫌がられるような風潮があります。大変残念に思っております。ですから、そういう人は人事異動を早めにして、その課から遠ざけるようにしています。変な内情をしゃべって申し訳ないですけども、そういうこともしておりますので、何とかご理解していただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (樽山 忠君)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>15番、樽山 忠議員。</p> <p>私は3ページの地方譲与税の森林環境譲与税のことなんですけれども、この譲与税は毎年金額が違うのですか、それとも何か査定の基準があって、これ違ってきているのでしょうか、これ1点と。</p> <p>それから同じく7ページなんですけれども、県支出金の中の県補助金なんですけれども、電源立地地域対策交付金が、これ毎年こういうふうには、これもまた減っていくものなのでしょうか、それを伺いたいと思います。</p> <p>そしてもう1点なんですけれども、10ページのオリンピックのリレーの問題なんです、これはどういうふうに考えていますか。来年がこれまた復活して支出のほうの問題もあるでしょうし、交付の問題もあると思いますが、これはどういうふうに考えているかということ、この3点を教えていただけますか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、3ページの森林環境譲与税の、こちら毎年度金額が変わっていくかどうかという点についてお答えいたします。</p> <p>これにつきましては、毎年度変わっていくこととなります。昨年度は185万円という金額が入りまして、今年度になりまして、同</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>額が入る予定でしたけれども、前倒しで、2.3倍ですか、そのぐらいの金額で増額になったということで来年度以降も徐々に今年度と同じか、または増えていくというふうなことで伺っております。</p> <p>理由についてですけれども、近年、台風とか、そういったものの森林といいますか、増水とか、そういった被害が多発しているということで、やはり森林の役割が見直されてきているということで、国としてもこの譲与税を使って森林の整備ですとか、そういうものを前倒しで行ってほしいというふうなことで、増額しているというふうな伺っております。</p> <p>以上です。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>それでは、まず1点目の7ページの16款2項1目電源立地対策交付金の件についてご説明をしたいと思います。</p> <p>こちらにつきましては、目的といたしましては、発電用施設等の設置及び運転の円滑化を図るため、発電用施設が立地する地方公共団体に対しまして、出力、あるいは発電電力量等によって算出される交付限度額の範囲内で交付金を交付するというふうな決められております。例年1億2,000万円程度の交付金を頂いておりますが、これにつきましては、その年度の出力とか、あるいは発電電力量によって計算された金額で交付されるということでございます。今回、減額をいたしましたのも、その交付金の限度額が示されたことによるものでございます。</p> <p>それから、10ページの21款5項1目の東京2020オリンピック聖火リレーの負担金の件でございますが、オリンピックにつきましては、ご承知のとおり新型コロナウイルスで、今年度は実施せず、報道によりますと来年の今年度よりも1日早い日付で実施するというような報道も見られておりますが、来年の6月11日においらせ町を聖火リレーが通過するというような見込みといたしますか、予定といたしますか、そのような感じで報道はされておりますが、まだ新型コロナの状況等によりまして、オリンピックそのものが開かれるのかどうかということも確定をしておりませんので、今後の国とか、あるいはオリンピック委員会のほうでの決定に従って、また、必要があれば予算を計上するということとなります。</p>
-----------	---------------------------------------	--

質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>森林環境税のことなんですけれども、この間の一般質問もしましたけれども、そのことなんですけど、ただためにおくだけじゃなくて、何か森林業者等の養成等をやっている、森林の確保をしていくというふうなことだったんですけれども、その後、それはどこまで進んでいたんでしょうか。</p> <p>それから、電源立地の関係、これは原発の関係とか、そういうふうなものには関係はないのですか。そこら辺教えていただけますか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>この森林環境譲与税につきましては、森林経営管理計画という国のほうの森林のほうの管理、適正な管理といいますか、そういったものに役立てるために創設されたものであります。おっしゃるとおり、本来森林は個人が管理するものなんですけれども、個人が管理できない場合行政ですとか、違う方が管理するというふうな、そういったことも含めてのそういった制度を創設するというふうな中身の計画をつくってというふうなことで、様々調査したり、そういったものに役立てるというふうなことで交付されるものでございますけれども、その制度をつくること自体が非常に自治体にとってはハードルが高いですし、期間も金額もかかるというふうなこともありまして、国、県もそうですけれども、その計画のみ、計画だけではなくて、この譲与税の用途としましては、例えば担い手の確保ですとか、木材利用の促進とか、普及啓発とか、そういったものにも役立てられるというふうになっております。</p> <p>ですので、例えば木材を使って、それを材木として利用していくことですとか、あるいは例えば、おいらせ町内では、公園のほうにウッドチップとか、そういったものを敷設したりしておりますけれども、そういったものにも役立てられるというふうなことになっております。</p> <p>また、例えば子供の木材の教育とか、いろいろなものに役立てら</p>

		<p>れるというふうなことで非常に幅が広がっておりますので、そういった視点から、森林経営計画のほうも確かに国のほうではそれを進めておりますけれども、町としてこういったものに役立てられるかというのを今年度中に決定した上で、次年度以降から進めるということで現状は考えております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>電源立地対策交付金の件についてお答えいたします。 先ほど申しました発電用施設等につきましては、原子力発電施設を指しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>15番 (樽山 忠君)</p>	<p>15番。</p> <p>森林譲与税の関係はぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思えます。</p> <p>この間、広報のほうに青森アカデミーの募集のそれを出していましたが、その後の応募状況が、関心がどれくらいあるのかどうかをあと教えていただければと思います。</p> <p>それから、立地の関係、交付金の関係なんですけれども、いろいろニュースなんかで聞くと、中間貯蔵庫にしたり、再処理工場にしたり、または東通の原発にしたり、それら施設としての大体合格点をもらえるまでになってきているようなんですね。あとは地区住民のいろいろな環境問題のあれを調査ということで、それが得られればもうゴーということになると思うんですけれども、今のうちに、立地地域の町村についてはそれなりの補償があっているんでしょうけれども、周りのそれに対してはあまり大きな関心がないような気もするので、やっぱり連携して、それなりにいろいろ事故があったときには風評被害とか、そういうのがいろいろなものがあるからそれらを含めて、もっともらえるようなそれをしていただきたいと思います、そういうふうに思いますけれども、いかがなものでしょうか。</p>
	西館議長	農林水産課長。

<p>答弁</p>	<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは、最初の質問にお答えいたします。</p> <p>広報、ホームページに青森アカデミーにつきまして、町のほうで情報提供をしております。それに対して、町のほうへの問合せというのは特にないんですけれども、県のほうでも当然新聞なり、ホームページなりということで提供しております。そちらのほうにも直接まだ聞いてはおりません。ただ、大事なのは、そういう森林の果たす役割ですとか、あと林業のよさとか、そういったものを学べる、そういう制度、アカデミーということですので、町としてもこれからまたホームページに載せているんですけれども、機会があれば、また別の媒体なり、またさらに詳しくホームページに載せたり、いろいろ工夫を凝らしながら、また普及に努めていきたいというふうに思っています。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p> <p>西館議長</p> <p>檜山副議長</p> <p>檜山副議長</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>こちらの交付金につきましては、電源三法交付金という法律の中で決められていることでもございますので、その交付金を増額するという点に関しましては、大変難しいものがあるのかなと思っておりますけれども、機会があれば、その旨、県等、関係機関のほうに伝えていきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ここで2時50分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時35分)</p> <p>議長に代わり副議長が議事を進行いたします。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 2時50分)</p> <p>質問のある方。</p> <p>馬場議員。</p>

質疑	3番 (馬場正治君)	<p>先ほど一般会計補正予算(第5号)に関する説明書で細かくご説明をいただきました。その中で町の財政について、大まかに私なりに聞いたところ、令和元年度末の町のいわゆる積立金、目的を定めない財政調整基金というものが約14億円、そしてその借金については、この説明書の46ページですけれども、普通債、これは町の本来的借金ですけれども、約60億円ですか……</p>
質疑	檜山副議長	<p>馬場議員、ちょっと待ってください。</p> <p>今の質問の関係は歳入のところですか。(「全款です」の声あり)</p> <p>歳入全款、その中で今話をしていますか。(「そうです」の声あり)</p> <p>はい、分かりました。どうぞ。</p>
質疑	3番 (馬場正治君)	<p>説明書の46ページにある普通債、これは純粋に町の借金約61億円、そして次の46ページにあるのが、3番のその他の借金が約36億円、合わせて約97億円が借金、その中で、後に国から地方交付税としてもらえるものがその他の36億円であるということで間違いはないかどうか確認をしたいと思います。</p>
答弁	財政管財課長 (岡本啓一君)	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>今地方債の部分に関するご質問ですね。いろいろ町、地方債ありますけれども、今ご質問のその他というのは臨時財政対策債だったり、合併特例債の部分だったりというのは後で地方交付税措置されるものではないのかと。どのくらいの金額が措置されるのかというようなご質問だと受け取りました。</p> <p>実は、地方債についていろいろ確かにそれぞれどのくらい交付税措置されて戻ってくるのかというのは、実はそれぞれ異なりまして、例えば合併特例債ですと、償還費の7割が戻ってくるのであるとか、臨時財政対策債は100%であったり、また、普通債であっても、こちら2割とか、3割だとか、そういった部分で交付税措置されて戻ってくる部分があります。それで、どのくらい戻ってくる金額という部分は、この地方債調書の中で説明するのはちょっと難しいところがありますが、実は財政指標のほうで、最初に健全化判断比率の将来負担比率の部分について説明した部分がありますので、そ</p>

		<p>の中でちょっと数字を説明できる部分をお知らせしたいと思います。</p> <p>現在の地方債残高、馬場議員も把握していらっしゃる通り、一般会計等だけですと10億円前後あります。それから、公営事業特別会計の繰り出しをこれからしなければならぬ部分のトータルがおおよそ大体60億円前後あります。それで、交付税措置されるであろう金額は、さっき両方合わせて160億円のうち、大体124億円前後ぐらいがこれから交付税措置されるというふうな金額が出ております。一般会計に今限らず、町全体の部分で説明しましたが、数字で説明できる部分は以上です。</p>
質疑	<p>榎山副議長</p> <p>3番 (馬場正治君)</p>	<p>3番。</p> <p>約160億円の借金のうち、約124億円でしたかは、後ほど交付税として国からもらえると見込んだ借金であって、残りの約56億円ですか、60億円弱は純粋に町が借金として元利を払っていかなければならない借金だということだと思います。</p> <p>それともう一つ財政調整基金、これは目的を定めなくて積み立てておいて、急に必要になったときにそこから繰り出して補正予算に組み入れるというふうなものなんですけれども、令和元年度末、現在はもう少し増えていると思いますけれども、令和2年度末ですと、11億円前後でしょうか。もう一度お聞きします。</p>
	<p>榎山副議長</p> <p>財政管財課長 (岡本啓一君)</p>	<p>財政管財課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>令和元年度末は、確かに決算書のほうでこれから案件に上がりますけれども、14億円余りでした。今回の補正予算の金額がそのまま実行されたとすれば、財源の足りない部分、財政調整基金を取り崩して予算を執行しますので、こちらが10億円だったと思いますが、約10億4,000万円ほどになるものと、現在のところそう思われます。</p> <p>以上です。（「はい、了解です」の声あり）</p>
	<p>榎山副議長</p>	<p>3番。</p>

	<p>3番 (馬場正治君)</p> <p>檜山副議長 (議員席)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>了解です。</p> <p>了解ですか。 ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め歳入全般についての質疑を終わります。 次に、歳出1款議会費から6款農林水産費までについての質疑を受けます。説明書13ページから27ページになります。 質疑ございませんか。 吉村議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>私、1点について質問いたします。 22ページの児童措置費のところ、19節新生児特別定額給付金2,000万円、これ、昨日も平野議員のほうの一般質問で取り上げていたわけなんです、2月1日までの生まれた方というふうな形で今ここに上がってきているわけなんです、これを私はどうしても4月1日かな、同じ学年の部分で取り扱うべきじゃないかなというふうに思うんですよ。確かに数字的に追いかけていければ、これは2月1日ということになるかと思いますが、やはり同じ学年の中でこういうふうな差が出るというのはいかがなものかなというふうに思っているわけなんです。ですから、その辺のところは昨日も説明は受けているわけなんです、その辺のところをもう一度説明をいただけませんか。</p>
	<p>檜山副議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>この件についてお答えをしたいと思います。 昨日の一般質問でも答弁をさせていただきましたとおり、4月27日時点でお腹の中にいる赤ちゃんが40週で生まれるのが2月1日ということで、2月1日までというふうに設定したものでございまして、吉村議員おっしゃるとおり、4月1日まで、あるいは3月31日までというようなことでいろいろいつまでを対象にするかというところについては議論にはなりましたが、結果としては</p>

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>4月27日時点で胎児ということになった子供に対して対象にするというところで決定したものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>10番。</p> <p>それは数字的追っかければそういうふうなことになるということですが、やはりこれは学年じゃあそういう差が出るというふうなものに対しては考慮しなかったのかなと、多分考慮したと思うんですが、そういう結果になったと。そしたらまず、仮に4月1日までの支給というふうになったときには、現時点でもう母子手帳云々くんぬんというのは把握していると思うんですが、そこまでもし延長した場合に、どのくらいの増額の金額になるわけですか。もし、分かっていたら教えてほしいんですが。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>保健こども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健こども課長。</p> <p>吉村議員の質問にお答えいたします。</p> <p>一応ここ二、三年の平均の出生数が180から200、最近では190くらいでありますので、全ての児童を対象としても該当にはなると思われますが、ただ、おいらせ町だけではなくて、この給付金のことを聞いて、あとは新聞報道でもあるようにおいらせ町は住みよい町だということを知っていて、転居してくれる方、そういったことも考えれば、ちょうどいいくらいじゃないのかなというふうに思っているところです。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>10番 (吉村敏文君)</p>	<p>10番。</p> <p>今から転居してきた人を対象にしろと言っているわけじゃないんですよ。それから、4月いつかな、やったときに、例えばこれを合算していけば、今年度中に生まれる子供、これは何人かなといったときにはそれぐらいの温情というか、その拡大をしてもいいんじゃないのかなと。それがおいらせ町の独自の政策になるんじゃないかなというふうに思うんですよ。</p>

		<p>私の念頭の中には、給食費の無償化も今の成田町長が中学3年生の方にも対象にしたいということで、1月から支給したわけですよ、そういうふうなものの考え方、非常にいろいろ議論はあったと思うんですが、町長の考え方には一理あるかなというふうな思いもありますので、これに関しても、別にこれを来年度まで続けろというわけではなく、ここ2か月でしょう、3か月は遡ったんだから、2か月ぐらいは遡ってもいいんじゃないかなと、温情があってもいいんじゃないかなというふうな思いもあって、今言っているわけなんです、それが例えばほかの自治体がどうであろうと、これがおいらせ町独自の判断だよと、これは独自のおいらせ町はこのぐらいやるんだよというふうなものに関して、あと2か月延長した場合に、果たしてじゃあ幾らの増額になるんですかというふうに聞いているわけですよ。恐らく母子手帳云々くんぬんという形でもう人数的には把握していると思うんですが、じゃあ何人増えたから何人ぐらいというんだったら金額も出てくるような気がするんですが、どうしてもやっぱり独自性を出して云々というよりそのほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、その辺のところをもう一度お願いします。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>保健子ども課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>それでは、9月1日現在の妊婦さんの数は約100人となっております。ですので、これから生まれる子供も大体100人というふうに見込んでいます。</p> <p>2か月ですと、一応2月1日以降で25人というふうに考えていますので、250万円増額が必要になると考えております。</p>
	<p>檜山副議長</p>	<p>会議時間を延長いたしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>平野議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>今、22ページのところを吉村議員が質問しましたがけれども、この前、課長が答弁して終わっているんです、最後。町長から確認したいんですけども、今言っているところ、例えば2月1日まで以降、4月1日までの期間延長をすれば、今課長が言った見込み数で</p>

言えば25人、トータル250万円が見込まれるというふうなことですけれども、これだったら町長判断で私はね、十分できるんじゃないかと。昨日の答弁で課長が答弁したのはできません。課長に決済権は50万円しかないのに、250万円もかかるものを、私に対してできませんと答えているんですよ。これはあり得ないなと思って、今日また確認しなければならない。

町長から確認、町長はこの金額ですと、決済権は十分あるし、何でもできるわけですから、やっぱりこの不公平感をなくするというふうなね、町長が言う全ては子供だというふうな思いからいったら、やっぱりこういうふうな差をつけるべきじゃないし、町長の判断が一番大事だと思いますので、ここの1点だけ町長からお聞かせをいただきたいと思います。

それから、26ページのところの農林水産のところですが、ちょっと気になったのは、今日の新聞ですと、中学校のグラウンドに猿が出たというふうな、これは前にも中学校のところには猿が来て、捕獲とかいうふうなのは、猿のほうは頭いいから、私らも対応したんですけれども、全然対応できませんでした。

気になっているのは、新聞で見たんですけれども、上十三で生息が拡大しているアライグマ、この捕獲が相次ぐって、新聞にあったんですよ。見れば、結構被害が今度出てきて、これからもいろいろな意味でハウスの網を破ったり、様々畑を所有する農家にとっては大変だと。タヌキの仕業だと思っていたらアライグマだったというふうなことで、この当町にそういうふうな事例がないのか、それともあってもアライグマだというふうな農家の方が気がつかないのか、この辺はどういうふうな形で把握しているのか、このお知らせをいただきたいと思います。

それとあと、27ページのところですが、水産業費のところ、今、海岸のいろいろな網とか、水害によってごみがすごく集積するんですよ。流木がある。これらをボランティアでプラスチックとか、そういうふうな軽いのを集めている人もいますけれども、今のままですと、私もたまに見にいっていますけれども、大変だなというふうな、どういうふうな形で掃除するか。甲洋小学校が毎年、1回海岸清掃をしているんですけれども、ことしはコロナでやっていません。ぜひ町でもこの海岸清掃委託料10万円減額していますが、これ逆じゃないかな、増額しなければならないんじゃないかな

答弁	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>いかなと思いますけれども、この点について認識をお伺いしたいと思います。</p> <p>今取りあえずこの2点だけお願いします。</p> <p>町長。</p> <p>今、課長の判断ではなく町長の判断だというご指摘がありまして、昨日、課長が少し逸脱したような答弁をしたということで、おわびしておきます。</p> <p>まずもって、2月1日という日にちは町独自ということでありませうけれども、担当課で保健師さんたちを含めていろいろな部署というんですか、担当が集まって検討して、その結果として2月1日という日にちを決めて、私のところに来て、これでいいですかという話で、そのいきさつもるる聞いているので、人数が少ない、金額が小さいからといって、担当課、あるいは担当職員たちが一生懸命決めてきたものを私がここで議員の皆様から指摘されたから、ああそうですか、じゃあやりましょうかということにはなかなかいかない部分がありまして、そういう部分も含めて、できれば昨日の一般質問の答弁のとおりご理解してほしいなということでもあります。</p> <p>そうしないと、もうけじめがつかなくなって、いろいろな部分でいろいろな理由がついてまたもう少し延ばせ、もう少し増やせというような部分になろうかと思えます。そういうことがないように、250万円といえども、いろいろな部分に使わなければならない予算でありますので、そういうことをご理解をいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>それでは、2点ご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。</p> <p>まず、1点目のアライグマの件になります。アライグマにつきましては、新聞報道でもご覧になっているかと思いますが、昨年度おいらせ町では7頭確認されております。7頭ですけれども、主に本村ですとか、そういった地域で農作物の被害というのは、特には報告されていないんですが、例えば民家の屋根裏に入ったりとか、あ</p>

とは農作物はないんですけれども、そういった民家に巣を作ったりとかというのが事例として報告されております。

今年度13頭ということで、調べましたら報告されております。ただ、親子とか、そういった形で1つの家に5匹とか、そういった事例もありまして、13匹といってもその件数は多くはありません。

また、例えばそういった事例があったときには、町民から通報が入りますけれども、その場合に、こちらのほうで箱わなを持ってきて、わなを仕掛けます。わなを仕掛けて、実際に管理のほうは住民のほうに行っていただいて、餌を用意したり、用意していただいて、実際に捕獲したらこちらに通報いただいて、町のほうに引き渡しをしてこちらで猟友会に引き渡すというふうな流れで対応しております。

アライグマにつきましては、特定外来種ということで、一般の例えばカモとか、タヌキとか、そういったものとちょっと扱いが違ってございまして、こちらでも慎重にそういう部分については対応しているところであります。

次に、海岸清掃、ごみが集積しているというふうな件でご質問がありました。10万円減額しているのはなぜかというお話でございます。これにつきましては、10万円の減につきましては、例年二川目町内会さんのほうにお願いして海岸清掃を行っておりますけれども、今年度5月ぐらいにですかね、今年度はコロナの影響で町のほうでもイベントを自粛ということで、二川目のほうでも、こういう清掃は行わないということで、それを受けまして、今回イベントの経費を削減するという方向で削減しておりました。

ただ、おっしゃるとおり、海岸のほうには確かに打ち上げられたごみですとか、そういったものが漂流したものですとか、ありますので、こちらのほうでもそれについては承知してございまして、海岸を管理する青森県と事務所のほうにも連絡して、対応するようにはお願いはしております。ただ、あまりにも数が多いとなったときに、県のほうでも全部は対応し切れないというふうなことも考えられますので、そういった場合は、また町としてもごみへの対応というか、どのようにしていくかというのは考えていかなければならないのかなというふうに思っておりました。

以上です。

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>町長の言っているのも分かりますけれども、今日の新聞にも出ています。定額給付金、対象外新生児に10万円というのを野辺地でもやっています。それから六戸、三沢、この近隣の町村が、町独自の施策としてやっているわけです。これは親にすればいろいろな情報が伝搬しますから、町長の職員のそういうふうな提案の部分も大事にしなければならないという思いは分かりますよ。でも、そのときはまだほかの実態が分かっていたんじゃないかなと。町長と考えれば、ぜひこれはやるべきだと。何でうちのほうだけがこういうふうな差があるんだと。住みたい町とか何とかって言いながら、サービスが違うんじゃないかというふうなことになるんじゃないですか。町長の評価がこれで250万円でがたっと下がったらもう大変なことだなんというふうに思いますよ。改めてもう1回検討して、対応しますというふうな答弁をいただければ、ああなるほどというふうにこう思います。今1回お願いしたいと思います。</p> <p>それから、アライグマのほうはこういうふうな形で増えてきているというのは、特に野菜農家にとっては大変だと思いますよ、いろいろな意味で。対策を万全にして、この箱わなとか、そういうふうなものも増やして、希望するところに貸し出しをすとか、そういうふうな形で対応してほしいなというふうなことを要望します。</p> <p>あと1つは、この海岸清掃ですけども、そのコロナ対策で風間浦村では海岸清掃でその収入源の漁業者の支援をしているというふうな新聞にもあります。そういうふうな意味では、町内会はコロナでもう一斉清掃にはできませんでしたが、そういうふうな意味で、漁業者とか、そういうふうなものを改めて対象にした方法を取れないのか、再度お聞きします。</p>
<p>答弁</p>	<p>檜山副議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>昨日から続けて平野議員には町民のことを思って、あるいは子育てのことを思ってのご意見だと思いますので、そういうことも含めて、今議会終わってから、一旦決めたものをそう簡単には覆せないんですけども、課長初め、子育て、あるいは子供を産むのは女性ですので、保健師さんたちとよく相談をして、その結果どういうふ</p>

<p>答弁</p>	<p>樽山副議長</p> <p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>うになるか分かりませんが、もう一度問合せはしてみますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、アライグマの件につきましては、おっしゃるとおり野菜農家ですとか、そういった方が大変心配といいますか被害がないか、その辺は危惧されていることと思われま。アライグマにつきましては、先ほども申し上げたとおり、特定外来生物ということで、非常に通常の有害生物と違って、扱いも違うというふうなことで、わなを仕掛けるんですけれども、職員は免許がなくても仕掛けられる。ただ、一般の農家であれば免許が必要だとか、あるいは農作物に被害があった場合は免許がなくても町のほうで許可を出せばいろいろわなを仕掛けられるとか、いろいろありますので、それを含めて、現在箱わなは5つしかないんですけれども、来年度以降、ちょっとこういった形で被害が増えてくれば、物を増やさなければならぬのかなと、それは思っておりましたので、そのわなを増やして、農家に貸し出すと、町で許可を出して、農家に対応してもらおうというふうな方法も考えていきたいというふうに思っております。</p> <p>もう1点のコロナ対策で今の海岸への清掃活動、これは漁業者支援ということで行えないかというふうな趣旨でご質問かと思ます。漁業者への支援はこれまで漁業者へのいろいろな給付金ですとか、あるいは漁協のほうで独自でアシカの駆除ですとか、そういったものを行ってござりまして、様々コロナの事業を有効に活用しているというふうに承知しております。今の清掃につきましては、確かに町のほうでもこれからコロナの予算ですね、どのように動いていくか分からないですけれども、例えば国のほうから第3弾とか、そういったのがあったり、そういう見込みがあれば、確かに漁業者支援ということで、漁業者に日当を配付して、清掃してもらおうというふうなものがやればよいなと私も思っております。今コロナで漁業、特にホッキの時期になれば、いろいろと多忙になるかもしれませんが、それ以外の時期で、漁業者が、漁業が盛んでない期間といいますか、そういう期間にでもそういう活動ができればなというふうに思っておりましたので、これはこちらのほうで検討して</p>
-----------	--	---

<p>質疑</p>	<p>檜山副議長</p> <p>6番 (田中正一君)</p> <p>檜山副議長</p>	<p>いきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。田中議員。</p> <p>今平野議員のほうからアライグマのお話が出ましたけれども、課長は本村に出ているというふうな話ですが、本村だけですか。まだあるからちょっと聞いてください。</p> <p>本村というところは山もない、どういうわけかおることはおります。被害も出ております。ただトウモロコシとか、ジャガイモ、あらゆるものに被害があっています。ただ、一般の農業者と違って、菜園の畑ですから、一畝とか2畝の被害でまずみんな網をかけているんですけども、なかなか思うようにいっていないというのが現実です。出たら、役場農林水産課にでも一報お知らせいただければというようなチラシでもひとつ出してもらえればまたそれなりにいいのかなと思っていました。</p> <p>アライグマばかりじゃないんですよね。ただ、国の天然記念物カモシカも出ているんですよ、本村に、これはどういうわけか八甲田とつながっている関係でこうなのか、米沢のほうから来ているのかなと思っていました。昨年までは猿も出ていたんですよ。何で本村は都会なのになと思っていたんですけども、何でこういうのが今アライグマとか、そういうのが出てきたのかなと、こう思って、あれもなげ猫と同じで外来種ということで、持ってきて捨てていったのがこうなっているのかなとどうなのかなと思っているのがこれが農林課で調べてみなければならぬんじゃないかなと一応ですよ、こう思っているんですよ。何とか、この本村ばかりではなくて、洗平、新敷のほうもあると思います。今それでも河川敷地がきれいになって、澤上 訓議員のこの間の一般質問のあれで、河川が明るくなりました。キツネも大変な子育てをしているのかなと、こう思っていますけれども、何とかこれを農林水産課のほうでも考えていかなければならない。そのところをまず課長はどのように思っているかひとつ、同じあれですけども。</p> <p>農林水産課長。</p>
-----------	---	--

<p>答弁</p>	<p>農林水産課長 (三村俊介君)</p>	<p>それでは、お答えいたします。</p> <p>まず、アライグマにつきましては、今年度は染屋とか、向山のほうで捕獲しております。主に家庭菜園もそうですけれども、屋根裏とか、そういったもので子育てをしたり、そういった事例がありまして、そういう場合は住民から通報があります。屋根裏とかの場合でもこちらでわなを仕掛けて捕獲するというふうな方法で対応しております。アライグマ以外にも例えばハクビシンとか、タヌキといったものもいろいろありまして、それも非常に似通っておりますので、住民のほうからはタヌキ出たとか来るんですけれども、行ったらアライグマだったとか、様々そういう事例もあります。住民のほうには極力例えばわなも仕掛けないように、こちらのほうで持って行って仕掛けますよというふうにはしているんですけれども、自分で仕掛けたりする方もいます。ただ、あくまでも許可がないと、仕掛けられないというふうにはこちらのほうでは伝えるようにしております。</p> <p>アライグマの件ですけれども、確かに外来ということは外部から入ってきていますけれども、ペットとして飼われていたものを捨てるなりして、多分野生化したのかなど。非常に繁殖力が強いというふうなこともありますので、その辺で今後も津軽地方のほうでも出没していると。こちらのほうでも十和田市とか、おいらせ町、それ以外の町村でも恐らく出没したりはしているとは思いますが、多分どんどん増えていく可能性があるということで、こちらのほうとしては、従来のそういった箱わな、こちらの許可を出しての捕獲以外にも環境省のほうでもアライグマ防除計画とか、そういったものをつくれれば、頭数に制限なく、期間も制限なく捕獲できるというふうな方法もありますので、いろいろな方法で、取りあえず駆除するというのを、それを前提にした取組を進めたいというふうに思っております。</p> <p>あと、今おっしゃったチラシとかで注意喚起をしてはどうかという話もありましたので、その辺も出没した場合は、例えば猿とかであれば、今日もそうですけれども、防災無線を流したり、あとほつとスルメールを流したりとか、注意喚起をするんですけれども、こういった今の農作物に被害を与えるようなもの、外来のものですとか、害鳥に関しても注意喚起をするように広報等でも伝えるようにしていきたいというふうに思っております。</p>
-----------	---------------------------	---

質疑	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>田中議員、よろしいですか。 松林議員。</p> <p>新生児のこの2,000万円、これは4月1日から2月1日までの100人、200人か、のデータが出ての数字なんですか。確認の意味で、課長からお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>檜山副議長</p> <p>保健子ども課長 (小向正志君)</p>	<p>保健子ども課長。</p> <p>このもとなった200という数字はここ最近の出生数で出した数字でございます。 以上です。</p>
質疑	<p>檜山副議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。</p> <p>いろいろな角度から調査した結果だということで2,000万円の予算計上をしたと。もしかすると、予算が残る可能性もあるということになるかと思います。</p> <p>そこで、町長、今吉村議員と平野議員が4月1日まで延ばすべきだと。4月1日まで対象にするべきだという話であります。町長はいろいろ内部でいろいろ協議したと。保健師等の提案もあるということで今はやりましょうという回答ではありません。ただ、やるにしても、やらないにしても、決めたことは議会にかけてから全員協議会でも結構であります。結果はどうなろうと議員に周知してから新聞社等に報道すべきだと思います。もう決まったから先に報道機関に提供することは、好ましくないと思います。当然町長もそのように考えていると思いますけれども、その点、やっぱり決まったら議会に先にお知らせしますよと。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>再び議長が議事を進行します。 町長。</p> <p>まだ先ほど考えてはみますと言いましたけれども、決まったわけでもありませんし、ただ、傍聴席に新聞記者の方々が見えています</p>

		<p>から、決まってもいないことは書いてくれないと思いますけれども、それは重々気をつけているんですけれども、新聞社の方々も耳が早いというんですか、いい耳を持っているもので、私が知らないうちに報道されているときもたまにあるので、そういう部分を含めて、今、松林議員の指摘のとおり課長方もここに座っている方々は多分気を引き締めて聞いていると思いますので、そういうことはないようにさせます。</p> <p>ですから、議会終わってからになるか、今日これから時間があればこれからになるか、課長と相談しながら課長が担当している、管轄している保健師さんたちともまたいつの時点で相談できるのかわかりませんが、そんなに議員の方々は議会が要望するのであれば、やってもいいというふうな返事になってくれれば私もそうすれば、平野議員が言う私のためにもなると言いますが、私のためにはならなくてもいいんですけれども、町民のためになればいいわけですから、そういう部分を含めて考えさせてもらいたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>副町長。</p> <p>一連の話をるる答弁がありました。町長からはただいま検討させていただきたいというふうな話をされておりました。この2月1日にしたその口火を切った張本人は私です。この経過は、4月27日基準日に生きている方に国は10万円差し上げるんだというふうなことでありました。だとすれば、今学年の話をしておりますけれども、4月2日から4月1日までという学年でくくりをしていますけれども、本来4月27日までに生まれた方しか学年であつてももらえなかったはずのものなんです。それを町として検討した結果、10万円差し上げましょうといったときに、じゃあ国の意を酌んで、4月27日に生きている人たちを対象とするのであれば、やはりそこは胎児でとどめるべきだろうというふうなことで、私は強く推して、そして2月1日という線が出ておりました。ただ、今町長がこのように検討をもう一度というふうなことなので、その結果はどうかわかりませんが、事の発端はそういうふうな国の考え方に沿った形で学年ということではなくて、あくまでも4月27日</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>副町長 (小向仁生君)</p>	

質疑	西館議長 (議員席)	<p>に人として存在している人を対象にしたというふうなことであります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め歳出1款議会費から6款農林水産費までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出7款商工費から10款教育費までについての質疑を受けます。</p> <p>説明書27ページから36ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>4番、澤上 訓議員。</p>
	4番 (澤上 訓君)	<p>昨日、一般質問で8番議員の避難所の関係で、コロナ禍になったということの中で避難所の人員についてちょっといろいろ出ました。例えばいちょう公園体育館の場合は120人から130人だったかな、これもかなり人数は、収容人員は減ってきていると思うんですけれども、昨日家へ帰ってからやっぱりこう、じゃあどこにどう逃げるのが助かる道なのかなというふうなことをいろいろ考えてみたっつんですよ。</p> <p>そこで、まず、これについて3点ほど質問したいなと思っていました。</p> <p>まず第1点、その変更された収容人員の数は、各避難所にどのように配分になっているのか。これはもちろん民間桃川工場さんとか、それから県立百石高等学校もたしか避難所に指定されておりましたよね。それらのことも含めてもし決まっているのであれば教えていただきたい。</p> <p>それから、第2点としまして、例えばそこへ駆けつけて人数オーバーになる。これはもう当然考えられることでもあります。特にやっぱり車を持っている方は、車まで犠牲にしたいくないという思いを持って車で移動する人たちもかなりあると思います。そういった場合、高いところ、例えばいちょう公園、あるいは百石中学校だとか、そういうところへ逃げていくと、避難するということになると思</p>

<p>答弁</p>	<p>西館議長</p>	<p>ますけれども、その方々がオーバーになった場合のその方々がどこにじゃあ今度配分されるのかなという、その点をもう一つお願いいたします。</p> <p>それから、第3点として、今、避難所として指定されている民間の桃川さん、それから県立百石高等学校さん、例えば土日であれば、誰がどうやって鍵を開けてくれるのか、そこまで話が煮詰められているのかどうか。そこのさっき収容人員はどのくらいあるのかということも先ほども質問の中で言いましたけれども、そういう桃川さんとか、県立百石高等学校とのもっといろいろな意味で話し合いを継続していかなければ、そのうち変わった、点検したとか何とかでまたばほらっとしたような状況になるので、その辺のところはどう考えているのかよろしくをお願いします。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
	<p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>今3点ほどご質問をいただきました。私自身も昨日の夜のニュースとか、あと今朝の新聞等でも台風10号で九州方面のほう、避難した方がいいが定員いっぱいで行き先がないということが大きく取り沙汰されておりました。これも要因としては、コロナ対策、3密対策をするがゆえに、収容人員がどうしても、収容率がどうしても下がっていく、それが影響しているものでございます。</p> <p>当町においても今その作業をしているところであります。災害そのものがいつ来るか分からないので、なるべく早く対応しなきゃいけないところでありますが、現在はなるべく避難する際に困らないような方法を今課内でいろいろ手だてをしているところです。</p> <p>ちょっと前置きをしましたが、今3点ほどご質問をいただきました。まず、1点目が避難所に関するところでございます。一般質問のときもお見せしましたが、各ご家庭にこの防災安全マップをお配りしております。こちらの3ページ、4ページのところに、避難場所と避難所の一覧というものを載せてございます。施設名とか、あとは避難緊急場所と避難所というふうに分けております。厳密に言いますと避難場所というのは、緊急的に一時的に逃げる場所、避難所というのはある程度危険が収まった後にある程度の期間過ごすものというふうに一応分けてございます。町のほうでは、避難所という</p>

ほうはどちらかというと、体育館であったり、小中学校の体育館、ある程度収容できるようなところを想定してございます。概数で言うと大体20か所ぐらい設けております。それ以外に緊急避難場所です。こちらのほうは各地区にある集会所等が対象になりまして、そちらも大体40か所ぐらいございます。

先ほどご質問があった桃川さんであったり、百石高校さんについては、桃川さんについては緊急避難場所です。百石高校さんにつきましては、指定避難所のほうですね。割と大きい大人数を収容できる場所という振り分けをしてございます。当町の作業としては、避難所のほうを、大きい施設のほうを先にコロナ禍になったときにどれくらい収容できるかということのを計算して、あくまでも机上なんですけど、そこで計算をして、一般質問でも答弁をしましたいちょうど公園体育館も指定避難場所ですので、大体120人ぐらいということで計算はしてございます。

各集会所等の避難場所のほうまではまだ計算できていない状況です。今そちらのほうを追いかけてやっているところでございます。

さっき配分とかというお話もありましたが、まずは第1義的には、町のほうでは指定避難所のほうをまず優先的に手当てをして、そこで足りない場合は各地区の集会所等という、そういう分散するような形で考えてございます。こちらがまず1点目の答弁になります。お答えになります。

それから、2番目のほうは、もし、駆けつけて人数オーバーしたらどうなるのかということですが、こちら先ほどのほうとちょっと答弁が重複いたしますが、災害の種類によって避難場所も当然変わってきます。津波関係であれば、沿岸部のほうを中心にその方たちがどこに逃げるかというシミュレーションをしますし、洪水であれば奥入瀬川とか、明神川流域の地区の方がどこに逃げるかということのを想定して考えます。当然、避難場所もそれぞれ変わってきますので、一概に人数オーバーになったらどうするのかということ、やっぱりその災害によって考えなければいけないところでございます。

津波の場合と、洪水の場合の想定される対象区域の人数は一応こちらでも把握をしています。ただ、その行政区にいる人数が全て避難所に行くわけではなくて、中にはご自分の知人とか、友人宅に行く場合もあるでしょうし、そこにいない場合もいらっしゃると思います。何人避難所に来るかってまず読めないところもありますが、

		<p>なるべく来られる、受入れできるようなものを考えて、ある程度余裕をもって考えなければいけないと思っておりますので、それこそ先ほどの答弁を繰り返すような形になりますが、町で手当てする避難所の次に、集会所の避難場所等のコロナ禍における収容率を今計算している状況ですので、そこを踏まえながら、もし人数オーバーになったらどこに行くかというシミュレーションをちょっとやってみたいなというふうに考えてございます。今時点ではまだ作業中でありまして、もうしばらくスピード感を持ってやりたいと思っております。</p> <p>それから、3つ目が、鍵の関係でございます。具体的に桃川さんと百石高校さんのお話が出ました。両方とも緊急避難場所ということで協定を結んでやっております。両建物の管理者とも今協議をしているところでございます。やっぱり民間の桃川さんについては、鍵そのものを町のほうで受け取るわけには、多分預かるわけにはいかないと思っておりますので、協議のところですが、夜間でもいつでも連絡が取れるような形を取って、その地域にいる従業員の方と連絡を取れるような体制を取ればなということで今詰めているところでございます。</p> <p>百石高校さんにつきましては、学校施設でありますので、ある程度の信頼関係の中で、町のほうでお借りできればいいのかなという形で進めているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>議長に、先ほど私、消防費ということで何も言わなくて、いきなり質問したので、大変申し訳ありません。消防費のところに関連してということでの今質問でした。</p> <p>今、いろいろ伺いました。特に、第2点で質問したオーバーになったときの場合、よくああいう避難所でつかみ合いになるときがあるんですよ。前回、あの3・11のときだったか、その前だったんだか、ちょっと私も記憶なかったんですけども、やっぱりそのこの担当になった職員が責められたりとか、そういう状況になって、つかみ合いになったりとか、そういうふうなことも考えられますので、やっぱりそういう気持ちを和らげるというんだか、いい対応の仕方</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>4番 (澤上 訓君)</p>	

		<p>がなければ、例えば今こういう状況でここで人数がこの分オーバーしてましたと。今これから次に避難するところはどこですよというような、きちんとした誘導というのか、その辺のところをしっかりとやっていかなければ、やっぱり大変なことが起きます。経験しています。</p> <p>前にそういうことがあったから、とにかく朝一番に温かいご飯、おにぎりをあげたいと、そう思って4時頃から握ってやったら、すごく評判で、やはり町民の方々が本当に喜んで食べてくれたと、温かいと。そういったこともありましたので、こういうときの緊急時の心のいろいろな意味でお互いに誤解したりとか、そういうふうなことも出てくるので、その辺の対応をしっかりとやってもらいたいなと思っております。</p> <p>それから、高校とか、例えば桃川さんの場合ですけれども、やっぱり毎年例えばいついつという日にちを決めて、行って、そこでコミュニケーションを図って、こういうふうなことでこうなった場合はぜひ今年もよろしくお願ひしますとかというような、そういう打合せを常に持たなければ、1年に1回でもですね。やっぱりそういった相手の場所を借りるものですから、そういったものも少しお願ひする意味では、やはり丁重に常に打合せの場を設けるということが必要ではないかなというふうに思っておりますので、その辺についてどうお考えかお聞きしたいと思います。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>再質問で2点ほどいただきました。</p> <p>まず、1点目のところですね。まず、避難されてくる方々はそれこそ命からがら来ますので、せっぱ詰まったような形で来ると思っています。その辺の気持ちを察しながら、避難所等で対応することが必要かなと思っております。各職員も各避難所には張りつけされますが、あと各町内会、それから自主防災組織というものもありますので、日頃からそういった組織と連携しながら、いざ有事の際には避難所を設ける際に、その町内会であったり、自主防災組織の方々と一緒に避難所運営をするような形を普段から訓練等々をしてちゃんとやっていきたいなと思っております。</p> <p>それから、2点目、1年に1回ぐらいはそういう避難場所の管理</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>まちづくり防災課長 (成田光寿君)</p>	

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>者とちゃんとコミュニケーションを取るように、確かにごもつともなご意見だと思います。どうしてもやっぱり気持ちが疎遠になりますと、いろいろな対応も疎遠になりがちですので、日頃から連携、調整等を取りながら、ちゃんと確認等を取っていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>15番、檜山 忠議員。</p> <p>30ページの公園管理のところでちょっとお聞きしたいんですけども、これ、公園管理というからには、野球場も含まれていますか。どうだろう。野球場のことについて質問をしたいと思っておりますので、それについて答えていただきたいと思っておりますけれども、野球場ですけれども、下田公園のほうの野球場ですが、コロナの中とは言いながら、子供たちを含めて一生懸命野球をやっております。あの暑い中で、あの掲示板のほうの点数をつけるところは、いまだに手動でやっている。人が点数を掲げてやっているんだというふうなことでして、何か10年ぐらい前に電子掲示板にしてほしいということでの要望を出したんだというふうな話も言っていますけれども、それは定かではないということなので、あの猛暑の中でやっているということであれば、やっぱり多目的ドームにしても何にしても、ちょっと保留になっているというふうなことなので、今ある設備を十分なものにしてほしいなということでの質問です。</p> <p>それから、下田公園のテニスコートなんですけれども、これは澤上 訓議員も質問して、そのときはテニスコートにするのであれば、400万円からの何かお金がかかるというふうなことで、なかなか難しいということはあったんですね。今はもう使用停止になっています。せつかくあれをもったいないと思うので、考えればスケートボード場にするとか、またはストリートバスケットですか、そういうふうなのにするとか、町民から若い人の意見を聞いて、あそこに若い人たちが集まれるようなスポーツができる、それを検討していただきたいと思いますと思うんですよ。それ、どうでしょうか。</p> <p>それからもう一つ、31ページなんですけれども、小中学校の修学旅行のキャンセル料、結構な金額を取っていますけれども、現状</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>西館議長 社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>はまだ発生していませんでしょうか。</p> <p>それから、何か今年から行き先を身近なところに替えたというふうな話も聞いていますけれども、そこら辺も一緒に教えていただけますか。</p> <p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、1点目の下田公園野球場の掲示板を今手動でやっているという部分で要望とか昔はあったんじゃないかというご質問ですが、今、あの下田公園は、2026年に今延長される予定ですが、国民スポーツ大会の軟式野球の会場になっております。その中で野球関係者からはあそこを電光掲示板にということで要望は既に上がっております。ただ、金額としてはかなり高額なものなので、今それに合わせて整備するということはまだ考えてはいませんが、要望は出ております。そういった見積もりも取っている状況にはあります。今すぐに整備ということはないんですが、今下田公園野球場の整備、修繕については軟式野球の会場になっていきますので、その関係者の視察がありまして、昨年度、そこで指摘された例えばラバーフェンスをちゃんと張り替えりましょうとか、ホームランの外野のフェンスの上に色をつけましょうとか、あとファールの部分でちょっとコンクリートの部分があるので、そこをちゃんと危なくないようにしましょうといった改修の部分は今県のほうにも要望して、県の補助金を活用して何とか改修してスポーツ大会に臨みたいということで今やっております。</p> <p>一方で、テニスコートの2点目のご質問ですが、確かに今はひび割れ等がすごくて、使用停止にさせていただいておりました。下田公園のほうのテニスコートは、キャンプ場の入り口の前にあるんですが、今スポーツ協会のほうでは体育施設をある程度競技団体ごとにすみ分けしようとか、集約しようということで今話し合っております。その中でテニスコートはいちよう公園のほうにもオムニコートと立派なテニスコートがありまして、2か所町内にあるという中で、この下田公園のテニスコートを直すということでいきますと、先ほど400万円という話でありましたが、2,000万円ほどかかると前答弁した記憶があります。ゆえにそこをどうするか</p>
-----------	---	--

答弁	西館議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	<p>といった部分は本当にこれから考えていかなければ駄目な部分で、そこに例えばストリートバスケとか、若い人たちが集まるような新たなそういうスポーツ施設ということの考えも今後ちょっと検討してまいりたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>教育長。</p> <p>修学旅行のことについてお答えをいたします。</p> <p>修学旅行については教育委員会から学校長にこのようなお願いをしております。</p> <p>まず、1つは、十分に慎重な対応をお願いしますということです。</p> <p>それから、保護者の理解を十分得てくださいということです。</p> <p>それから、日頃から健康管理等を十分行ってくださいと、延期または中止の際には、何とか勇気を奮ってでも判断をしてくださいというお願いをしていました。</p> <p>特にお願いしたことは、北海道へ行く学校がほとんどだったんですが、もし仮に行き先でコロナに関連して隔離されなければならない状況があったときに、非常に困るわけですので、濃厚接触者と判断された場合。ですから、海を渡っていくというリスクは十分考えてくださいという願いをしました。</p> <p>最後にお願いしたのは、いざというときに保護者が自分の車で迎えに行ける距離、場所等を考えていただければなということで、その結果、町内では北海道は全て取りやめになっております。</p> <p>補助の内容を課長からもお話しさせます。</p>
答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	<p>学務課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>修学旅行費のほうのキャンセル料はまだ発生していないかということですが、ちょうど明日から木ノ下小学校が第1回目、小学校の第1陣ということで行くことになっております。今現在、先ほどまでですが、こちらのほうにまだキャンセルするというような情報は入っていないので、行くものと思っております。</p> <p>そのほかの学校は随時9月の翌週とか、10月下旬に予定をして</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (樽山 忠君)</p>	<p>いるところです。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>野球場については、周辺の何か聞くところによると野球場はほとんどもう電子掲示板になっているというふうなこともあるので、そのうちにそのうちには言わずに、早目に対応してあげて、2026年になりました国民スポーツ大会のもっと前に、またそこでやっている子供たちにとってもまた励みにもなるだろうと思うんですよ、ちゃんとした場所での練習というふうなのはですね、見ていると、バックネット裏の選手控室のところですか、あそこに紙を貼って、それに書き込んでやっているようですけども、しっかりした子供たちにもスポーツを楽しませてやるというふうなことを考えたら、早目にやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>それからテニスコートの件についても、早目に若い人たち、今ちようど住みよい町ということでの人気が上がってきているそのときにこそ、いろいろなことを進めるべきだと思うんです。単発的にやっていると、なかなか目立たないだろうし、そういうことのないように、何とかやっていただきたい。</p> <p>それから、修学旅行は、行くというふうなところは、町外なんですか、それとも昔は中学校は東京ディズニーランド等に行っていたと思うんですよね。小学校は確かに函館であったろうなと思うんですけれども、そこら辺はどうなっていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>修学旅行についてお話をいたします。</p> <p>中学校は、今年度は取りやめて延期になっております。3中学校とも全てということで、小学校のほうの行き先ですが、課長から。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>小学校5校あるわけですけども、2校は弘前・青森方面、残り</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>15番 (檜山 忠君)</p>	<p>の3校は岩手のほうの花巻とか、奥州市のほう、盛岡もですが、予定しているということでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>そのキャンセル料が発生するというようなのはあれじゃないですかね、中学校なんか東京ディズニーに行くというようなのは前年、前の年に大体予約してくるからそれで発生してくるということの考えでいいですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>社会教育・体育課長 (松山公士君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>先に質問があった野球場のスコアボードの電光掲示板化ということで、その要望をいただいているのと、あともう1点ありましたが、外野フェールラインを人工芝化という2つ要望をいただいております。済みません。</p> <p>外野のフェールラインの人工芝化のことの2点を要望いただいております、電光掲示板については見積もりには取っている部分ですけれども、1,600万円ほどかかるもの見積もりを取っております。</p> <p>国民スポーツ大会の県のほうの補助が2分の1の補助があるということなので、先ほど指摘事項があったラバーフェンスとかと合わせて、もしこれもできるのかどうかということで今内部では検討している状況でございますので、もし、そういった部分で可能であれば、県のほうの補助を活用して電光掲示板というのも考えていきたいと考えております。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>それでは、中学校、中学生に対するキャンセル料の考え方ですが、まず、今年度の分に関してはまだキャンセル料が発生する前に中止という判断をしましたので、キャンセル料は発生していないという状況です。議員おっしゃるように確かに1年前からミュージカルなんかを見る場合は予約等はするようですが、それらも含めて、今回</p>

		<p>の場合はキャンセル料は発生していない。来年度実施するに当たって、その当日朝までキャンセルする場合に多分10万円ぐらい想定されるんですが、その2分の1キャンセル料が発生するということです。その当日朝までにキャンセルをするということで判断した場合に、キャンセル料が発生してまいりますので、そのときには来年度実施する予定ですが、来年度の予算のほうで繰越しするなどして、お支払いするということでございます。あくまで来年実施するのに対しての予算は今のところ盛っています。これは中学校分は来年度の予算に繰越しする予定で組んでいるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>ここで4時15分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 4時00分)</p>
	西館議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 4時15分)</p>
	西館議長	<p>質疑ございませんか。</p> <p>2番、澤上 勝議員。</p>
質疑	2番 (澤上 勝君)	<p>1点のみ、33ページ、教育費の3の学校建設費ということで木ノ下中学校講堂耐力度調査委託ということで、補正で278万3,000円上がっております。本当にありがとうございます。これが第1段階でありますから、これがどう進むのか1点のみお願いします。</p>
	西館議長	<p>学務課長。</p>
答弁	学務課長 (柏崎和紀君)	<p>お答えいたします。</p> <p>教育委員会といたしましては、もう木ノ下中学校の講堂に関しましては、今後改築が必要であろうということで、その前段、まず今段階でどれくらいの耐力度が残っているかという調査をして、それをもって防衛省と補助金等も含めて協議をしていくというその前段</p>

		<p>でありますので、その一歩目ということでご理解をいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>2番 (澤上 勝君)</p>	<p>2番。</p> <p>ちょっと現状の建物の早く言えば耐力の調査なわけですね、対応。ちょっと勘違いしていましたが、新しい土地を調査するのかなと思っていましたが、第1段階でそういう形でやる。その結果次第で例えばどう進むのか、その辺をもう一度お願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>その耐力度調査によって、今までも下田中学校、百石中学校の講堂を改築する際には耐力度調査を行って、ほぼ40年くらいをめどにやっているんですが、耐力度が落ちているので、今後改築の必要があるというような結果が出ていますので、恐らくそうなるだろうということで、その結果をもって新たに改築といいますか、新築するための手続等に入っていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>次に、8番、平野敏彦議員。</p> <p>私からは4点ほど質問させていただきます。</p> <p>簡単に質問しますし、簡単に答弁してください。</p> <p>まず第1点目、今日の新聞でALTのコロナで不足ということですが、当町にあってはALTの現状と不足になっていないかどうか、ここを1点。</p> <p>それからもう1点は、コロナ対策で小中学校、それから公共施設もそうですけれども、自動水栓に切替えを希望している自治体が非常に多いというふうな、こういうふうな学校ではそういうふうな意味で、早急に取り入れるべきだと思いますけれども、金とかそういうふうなのは答弁で言わないでくださいよ、可能かどうか、取組をしなければならぬと思っているのかどうか、ここをお聞きします。</p>

		<p>それから、22、23のところにまたがりますけれども、小中学校にギガスクール構想、これでタブレット端末を小学校、中学校全員にやると。これは子供に対して貸し出しをするような形になるんですか。学校で保管をしておくんですか。</p> <p>それからもう一つは、家庭への持ち帰り、こういうふうなのも可能になるんですか。ここのところをちょっとお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、もう1点は、町の施設、総合体育館とか、そういうふうなもの、これらについてWi-Fiの環境整備、これは現状でもうやっていますよというふうなのか、これからやりますというふうなのか、ここ4点をお願いします。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>ALTについては3人のところを1人帰国しましたので、今2人で動いております。不十分ながらも全ての学校に訪問して子供たちと一緒に勉強をしております。もう1人はまだまだ継続して要望は出しているところです。</p> <p>ギガに関わってですが、1人1台配付ということで今のところ取りあえず学校に保管の予定であります。いざとなったらまた持って帰ってもらうということはあるかもしれませんが、取りあえずまず学校に保管ということを考えています。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>自動水栓、多分水道の蛇口のことだと思いますが、教育委員会としてもその必要性和検討はしていきたいなということで今思っております。ただ、予算のことはということでしたが、予算もありますので、そこはお含みいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長</p>	<p>政策推進課長。</p> <p>町の公共施設へのWi-Fiの整備ということでのご質問でござ</p>

質疑	(柏崎勝徳君)	<p>いますが、これに関しましてはやらない方向で今のところ決定をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
	西館議長	<p>8番。</p>
	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>今日の新聞ですと、ギガスクール構想については、八戸市はもう全ての調査が終わってこの11月か、8月下旬に第1段として市の教育センターに買って、それから来年1月末には市内全ての児童生徒が同時に端末を利用できる通信環境が整うというふうに新聞にあります。これからいきますと、当町は今予算が通って、年度内にこういうふうな通信環境が整うというのはちょっと疑問だなと思うのが一つと。</p> <p>それから、端末にクロームブック、これが非常に八戸で採用して、評価が高いというふうなことが新聞に載っています。これらについてはまだ検討段階だというふうなことであれば分かりますけれども、もし、そういうふうな方向づけがあるのかどうか確認をしたいと思います。</p> <p>それと、タブレットは学校に置くというふうなことですけれども、災害時、そういうふうなコロナ禍で家庭への持ち帰り利用、そういうふうなのがあってもいいんじゃないかなと。やっぱり子供だけじゃなくて、家庭に行って、親と一緒にそういうふうな確認をしたり、親もいろいろな意味で学校に対する関心、そういうふうなものが高まってくるんじゃないかと私は思うんですけども、これらについては、まだ導入の段階ですから、これからの利用の仕方というのは検討すべき余地があるんじゃないかと思いますので、以上の点をお願いします。</p> <p>もう一つ、Wi-Fiはやらないとありますけれども、これはほかの体育施設は、Wi-Fiをもうセットしていますよ。というのは、いろいろな大会とか、そういうふうなので父兄が来るわけですよ、応援に、やっぱりそういうふうなときに、設備がない。私はこれではね、ちょっとほかのほうはあるのに、ここだけがないというふうなのは、ちょっと私は、金は幾らもかからないと思いますよ、いい意味で環境が整っている町だというふうな言い方をしながら、そういうふうなのができないというのはちょっと理解に苦しみます。</p>

答弁	西館議長 教育委員会教育長 (松林義一君)	もう1回お願いします。 教育長。 お答えをいたします。 持ち帰りのところだけお話をします。取りあえずまず学校に置いて練習させます。それからいろいろなことを考えていきますので、取りあえずまずは学校に置いて、いっぱい練習をした上で、その先の可能性については、これから検討、学校といろいろ相談をしていきますのでということ。
答弁	西館議長 学務課長 (柏崎和紀君)	学務課長。 私のほうから通信環境が整うのかということですが、当町の場合は、もう既に各学校とも無線LANが整備されておりますので、その部分ではあとは端末さえ入れればということでご理解いただければと思います。 あと時期ですか、一応今年度中にとということで想定しております。 あとクローム端末が八戸でということですが、今回導入するに当たってクローム端末のウィンドウズ端末とIOS、iPad、この3機種があるというふうに言われております。その中で上十三管内の各担当等が各学校からアンケートとかさまざま情報を持ち寄って、それぞれ端末と統一できないかという検討をしました。ただ、どうしてもそれぞれ長所があったりということで統一はできないんですが、うちのほうは今のところiPadを入れる予定にしております。こちらのほうクローム端末は今まで使ったことがないということで、学校も拒否したいということと、ウィンドウズ端末とiPadを比較したときに、電力料とか、あと内蔵電池の持ち、これが3年から4年程度ウィンドウズだそうですが、iPadは5年くらいは持つとか、そういったところの利便性とか、あとはやっぱり学校現場のほうから聞いてiPadの声が多かったので、そういった形でうちのほうはいiPadにしたいというふうに考えています。 ちなみに上十三管内では三沢、野辺地、六戸、横浜、そしてうちのほうはiPad、ほかのほうはウィンドウズを入れる予定にしてい

答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>るんだそうです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>公共施設のW i - F i の整備の件でお答えをいたします。</p> <p>公共施設にW i - F i の設備があれば、確におっしゃるとおり、例えばスマートフォンとか、それに関しては無料で情報収集等ができるという利便性は高まるものとは思いますが、現在、皆さんお持ちのスマートフォンでありますと、それぞれ契約しているキャリアの中でももちろん有料である場合もありますが、それで情報を取れるという状況でございますので、今のところは公共施設へのW i - F i の整備ということに関してはやらないという方向で決めているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8 番 (平野敏彦君)</p>	<p>8 番。</p> <p>今、課長が教育委員会のほうはタブレットのほうの導入については方向が分かりました。ただ、今年度中ということは来年の3月までというふうなことで、機種を買っても、じゃあ今年は恩恵を受けられないということになるんじゃないですか、児童生徒は。ただ品物を見ることもなくて終わるのか、この辺も少なくとも条件が整ってあったら、少なくとも町がこういうふうなことをしてくれたというふうな部分だけでも、子供たちにちゃんと記憶に残させないと駄目ですよ。町長、そう思いませんか。せっかく買って、3月卒業式終わってから買ったって意味ないんですよ、やっぱり自分たちのいたときに、これが練習したりとか、そういうふうな教育受けたというふうなことをちゃんとやらないと駄目じゃないですか。と思いますよ。</p> <p>W i - F i はね、町長、これはぜひやってほしいですよ、災害の避難したり何かしても、そういうふうな施設にちゃんとあるかないかで全然違いますよ、課長の答弁だとね、ちょっと私は理解できませんよ。町長、これはね、検討して、六戸でも体育館に整備したと新聞に載っていますよ。やっぱりね、この自分の目線だけじゃなくて、</p>

		<p>広く広げてね、判断をしてほしい。町長、どう思いますか。</p> <p>教育長。</p> <p>気持ちは同じです。できるだけ早く入れるようにします。ただ、今年保健室にエアコンを入れてもらったんですが、それさえもなかなか中国から入ってこないという状況もあって、日本全国、どこの学校も皆同じようにいっぱい買いそろえる動きになりますので、そのところはちょっと心配しています。可能な限り早めますので、よろしくどうぞお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>西館議長</p> <p>教育委員会教育長 (松林義一君)</p> <p>西館議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>W i - F i につきましては、前に西館議員から提案があって、そんなに金かからないからやったらどうですかということでしたけれども、先ほど課長が言ったように、今それよりもっと便利なのがはやってきているから、そっちのほうがまたいいでないですかという部分がありまして、私は、ああそうか、最新の文明の力に少し弱いもので、そんなことで職員の考えも聞きました。また、前回の議会のときでしたか、馬場議員も、もうあれは古い機械だと言われたので、私もああそうか、もう時代は進んでいるからあれよりもっといいの出ているよというような話があったと記憶しておりますので、そういう部分を含めて、今課長方と相談したけれども、じゃあそんなにもう新しいのができているのであれば、そっちを使ったほうがいいんでないかなということで、考えを改めているのが実情です。</p>
<p>質疑</p>	<p>西館議長</p> <p>1 番 (佐々木 勝君)</p>	<p>次に、1 番、佐々木 勝議員。</p> <p>今のW i - F i の話なんですが、ちょっと1 点だけ、いちょう公園のテニスコートのところに自動販売機にW i - F i 使える機能があるんですよ。そういったのを活用というか、それは多分販売機のほうで例えばその分をまず利益のほうから取っていると思うんですが、そういった方法もあるんですが、そういった例えばいちょう公園のテニスコートのところの販売機のところにあるやつを、そうい</p>

答弁	<p>西館議長</p> <p>政策推進課長 (柏崎勝徳君)</p>	<p>ったのを参考というのではないんですか。</p> <p>政策推進課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>佐々木議員ご指摘のとおり、いちよう公園のテニスコートのところの自動販売機の上に、Wi-Fiの電波を飛ばす機械がついた自販機を設置しております。これにつきましては、アサヒ飲料のほうで自販機を設置するに当たって、そういうWi-Fiの設備を乗っけることができるということじゃあということじゃあちょうど自由の女神もあつたりしますので、そういうことでテニスコートのところに置いてもらったということではありますが、その運営につきましては、その自販機の売上げからたしか年間十二、三万円ぐらいだったかと思うんですが、支払いをして運営をしているということでございます。そういう意味では確かにご指摘のとおり、そういうのを活用して各公共施設に広げていくというようなこともできるかとは思いますが、一応自動販売機のベンダーさんといえますか、その業者さんとの相談というところもありますので、それはちょっと対応については検討していきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>1番 (佐々木 勝君)</p>	<p>1番。</p> <p>そういったことでそういう方法もあるので、全部全部町が持ち出しをして設備をするということではなくて、そういった業者もいるということがありますから、改めてそういったのを相談もいかなかと思ひます。</p> <p>以上です。</p>
	<p>西館議長 (議員席)</p>	<p>答弁はよろしいですか。ほかにございせんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め歳出7款商工費から10款教育費までについての質疑を終わります。</p> <p>次に、給与費明細書、債務負担に関する調書及び地方債に関する</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p>	<p>調書についての質疑を受けます。</p> <p>説明書 37 ページから 46 ページになります。</p> <p>また、議案書の第 2 表、債務負担行為及び第 3 表、地方債補正についての質疑も受けます。</p> <p>議案書 39 ページから 40 ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>なしと認め、給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書及び第 2 表、第 3 表についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第 48 号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>西館議長</p>	<p>異議なし認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>次に、日程第 10、議案第 49 号令和 2 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	<p>町民課長 (澤頭則光君)</p>	<p>それでは、議案第 49 号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 41 ページから 43 ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書 1 ページから 8 ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 597 万 4, 000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4, 913 万 9, 000 円とするものであります。</p> <p>歳出の主な内容につきましては、令和元年度事業実績により保険</p>

		<p>給付費等交付金の県への返還金を計上するものであります。</p> <p>歳入の主な内容につきましては、収入見込みにより国民健康保険税を減額するほか、令和元年度決算に伴う前年度繰越金、歳入歳出財源調整により国民健康保険事業基金繰入金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>特別会計補正予算に関する説明書3ページから8ページになります。給与費明細書も含まれます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
(議員席)	西館議長	
(議員席)	西館議長	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
(議員席)	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第49号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長	西館議長	<p>異議なし認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
西館議長	西館議長	<p>次に、日程第11、議案第50号令和2年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>それでは、議案第50号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の44ページから46ページ、特別会計補正予算に関する説明書の9ページから12ページになります。</p> <p>本案は、既定の歳入歳出予算の総額から136万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1,543万6,000円とするものであります。</p> <p>その主な内容につきましては、歳出では貸付金額の確定により、貸付金を273万9,000円減額するほか、貸付金収入が貸付金を上回る見込みにより、積立金を137万4,000円増額するものであります。</p> <p>一方、歳入におきましては、同じく貸付金額の確定により、基金繰入金を166万2,000円減額するほか、令和元年度の当該会計の決算剰余金が発生することから、前年度繰越金を29万5,000円増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>説明が終わりました。これから第1表歳入支出予算補正のうち、歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。説明書11ページから12ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>8番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>12ページの歳出のところ、奨学金の貸付けが273万9,000円減額になっていますけれども、これは当初計画した予算の中で、その計画どおり申込みがなかったのか。この額が結構あるので、本来このコロナが発生して、今学生は大変だというふうなことを聞いていますけれども、これからいろいろな意味で相談されたときにこの追加とか、そういうふうなもの考えもあるのか、この2点をお伺いします。</p>
	<p>西館議長</p>	<p>学務課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>まず、こちらのほうの当初の予定以下だったのかということですが、当初大学生、大学院等10名、高専、短大、専門学校6</p>

		<p>名、高等学校2名ということで応募をしました。結果的に当初は8名大学生、大学院が6名、短大生2名の8名の応募がありました。その後、今平野議員がおっしゃったとおり、コロナの影響でということで、今年度は特別に5月ですけれども改めて再度募集をかけた結果、大学生3名の応募がありまして、全員貸与することになって合計11名に貸与することになります。ただ、この時点でも当初予定していた方々よりは応募がなかったということです。ただ、コロナにも対応して、今回、応募再募集をかけておりますが、取りあえずは今のところはそれで今回の募集については一旦終了ということで考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>西館議長</p> <p>8番 (平野敏彦君)</p>	<p>8番。</p> <p>当初計画した募集人員に達しなかったというふうなことは、貸付けする金額、今の金額で奨学金としての機能が十分果たされているのか。もっと引き上げて、大学生、専門学校、高専、そういうふうな部分のほうに引き上げることによって応募が増えるんじゃないかというふうな捉え方、これはどうなんですか。今、いろいろな意味で償還しなくてもいい奨学金とか、様々民間部分とかあるんですけども、町としてもこの奨学金についてはもっとひとつ踏み込んだ例えば特別優秀な実績を上げる子供についてはその半額にしますとか、町に対するいろいろな卒業した後の還元度、貢献度、そういうふうなものがある者は半額にしますとか、やっぱりその内容を見直す時期にも来ているんじゃないかと思いますが、この辺についてはいかがですか。</p>
答弁	<p>西館議長</p> <p>学務課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>そちらのほう、例えば大学生、今4万円お貸ししているのを月5万円にできないかとかということで試算をしてみました。そうした場合には、先ほど言った人数、高校2、短大6、大学10、これがお貸しできるのが大学生9名ということで、運用が今の段階でできないと、基金がどうしても足りなくなるということで試算結果が出て</p>

<p>質疑</p>	<p>西館議長 8番 (平野敏彦君)</p>	<p>おります。大学9名ですので、短大とかを増やせば、大学を減らせばとか、そういう内訳でお貸しできる人数はありますけれども、最大で大学生9名までしかお貸しできないと。このことに関して、奨学金の選考委員会の委員の方々にもいろいろご意見を伺ったんですが、今後やっぱりこのコロナ禍で、借りたいという人が増えてくるのではないかとということでやはり現状のままお金はそのまま人数はそのままキープしていただきたいという意見がほとんどでございました。</p> <p>また、そういった意見を踏まえながら教育委員会委員の方々にもご意見を伺ったら、同様のご意見で、取りあえず今は時期尚早でこのままいきましょうという結論に至っているところでございます。</p> <p>また、当町の奨学金は日本学生支援機構で奨学金を貸与していますが、二重に借りることも可としておりますので、不足部分だけでもお貸しできるということで、貸与金額が足りなければ支援機構とうちとダブルで借りていただくとか、そういった手だてもあると思います。</p> <p>また、給付型についても先ほど申しましたとおり、今現在、奨学資金のほうで運営できていかないよという結論が出ておりますので、その中で給付してもそのものは戻ってこないとなると、なかなか奨学金制度が持続できないのではないかとということで、やはりそちらも本当に特定の財源等があればいいんですが、そういったものもないので、今現在はそういうのも考えないでいきましょうという結論に至っているところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>8番。</p> <p>今るる説明ありましたけれども、二股をかけても借入れできるというふうなことも、ただ、今4万円というのは下宿の1か月の家賃にもなりませんよ。やっぱりそういうふうな部分、確かに原資が決まっています。原資をもう少し増やす方法はないのか、もう少し原資を増やして、その額を引き上げるとか、現状のままではっきりで話をしても、なかなか改善しないと思いますよ。原資を増やして、こういうふうな形で運営していくというふうな方法をぜひ検討してほしい。</p>
-----------	--------------------------------	---

答弁	西館議長	以上です。
	学務課長	学務課長。
	学務課長 (柏崎和紀君)	奨学資金の原資を増やす方法と言いましても、なかなか、例えばそれで運用をして何か利子のつくものを買うとか、変な話ですけども株とかそういうのを買うというのはなかなかできないものだろうなと思っておりますし、今現在、原資増やすに当たっては寄附金、皆さんからのふるさと納税を頂いております、それが毎年150万円から200万円ありますので、そういった中では増やしていけてはいるとは思いますが、なかなかそれを運用して原資を増やすというのは奨学資金の趣旨から言って難しいのかなと思っております。
		以上です。
	西館議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第50号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なし認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
西館議長	次に、日程第12、議案第51号令和2年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。	

<p>当局の説明</p>	<p>地域整備課長 (泉山裕一君)</p> <p>西舘議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p> <p>(議員席)</p> <p>西舘議長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の47ページから50ページ、別冊の補正予算に関する説明書の13ページから21ページをご覧ください。</p> <p>本案は、既定の予算の総額に5万2,000円を追加し、予算の総額を10億4,950万円とするものであります。その主な内容につきましては、歳出では給料、職員手当等及び共済費を増額するほか、事業費変更により馬淵川流域下水道事業費負担金を減額し、歳入では令和元年度決算の確定により、一般会計繰入金及び事業費変更に伴う馬淵川流域下水道事業債を減額し、前年度繰越金を増額するほか、馬淵川流域下水道維持管理負担金精算に伴う還付金を追加するものであります。</p> <p>なお、第2表地方債補正につきましては、事業費の変更により、1件の限度額を変更したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。これから第1表歳入支出予算補正のうち、歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。説明書15ページから21ページになります。給与費明細書、地方債に関する調書も含みます。</p> <p>また、議案書の第2表地方債補正についても質疑を行います。議案書50ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入歳出全款及び第2表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p>
--------------	---	--

当局の説明	(議員席)	これから議案第51号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	異議なし認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に、日程第13、議案第52号令和2年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (泉山裕一君)	それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。 議案書の51ページから53ページ、別冊の補正予算に関する説明書の23ページから26ページをご覧ください。 本案は、既定の予算の総額に120万を追加し、予算の総額を1億3,252万3,000円とするものであります。その内容につきましては、歳出ではマンホールポンプ交換に伴い修繕料を増額し、歳入では令和元年度決算の確定により、一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	西館議長	説明が終わりました。これから第1表歳入支出予算補正のうち、歳入歳出全般についての質疑を行います。 質疑は事項別明細書により行います。説明書25ページから26ページになります。 質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**

当局の説明	西館議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第52号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なし認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第14、議案第53号令和2年度おいらせ介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	介護福祉課長 (田中淳也君)	<p>議案第53号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の54ページから56ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書の27ページから38ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ6,193万4,000円を追加し、予算の総額を23億8,039万1,000円とするものです。その主な内容であります。歳出では令和元年度保険給付費等の実績により、支払基金等への返還金及び介護給付費準備基金積立金を増額し、歳入では令和元年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長 (議員席)	<p>説明が終わりました。これから第1表歳入支出予算補正のうち、歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。説明書29ページから38ページになります。給与費明細書も含みます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p>

当局の説明	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第53号について採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なし認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	西館議長	<p>次に、日程第15、議案第54号令和2年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
	町民課長 (澤頭則光君)	<p>それでは、議案第54号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の57ページから59ページ、別冊特別会計補正予算に関する説明書39ページから44ページになります。</p> <p>本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,031万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,324万9,000円とするものであります。その主な内容につきましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入では、収入見込みにより普通徴収保険料、特別徴収保険料を増額するほか、令和元年度決算に伴う前年度繰越金を計上するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	西館議長	<p>説明が終わりました。これから第1表歳入支出予算補正のうち、歳入歳出全般についての質疑を行います。</p> <p>質疑は事項別明細書により行います。説明書41ページから44ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	(議員席)	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席)	初めに、原案に反対する者の討論を許します。 討論ありませんか。 **なしの声**
	西館議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第54号について採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西館議長	異議なし認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	西館議長	次に、日程第16、議案第55号令和2年度おいらせ病院事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 病院事務長。
	病院事務長 (田中貴重君)	それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。 議案書の60ページ、61ページになります。 本案は、収益的収入及び支出の既決予定額に2,569万9,000円を追加し、予算の総額を10億3,205万9,000円とするほか、資本的収入の既決予定額に1,385万5,000円を追加し、資本的収入予算の総額を5,591万5,000円とし、資本的支出の既定予定額に1,654万5,000円を追加し、資本的支出予定の予算の総額を7,184万8,000円とするものであります。 別冊の事項別明細書45ページから48ページをご覧ください。 その主な内容につきましては、収益的支出では看護師の産休による給与費の調整により227万2,000円を減額、新型コロナウイルス感染予防対策として検査試薬の購入による診療材料費に72万5,000円と非接触診療用のための消耗品費、備品費25万3,000円を増額、委託費では生化学分析装置など2件の保守業務に対し178万5,000円を増額、また、議案46号で議決いただいた和解に関わる経費などとして86万8,000円を増額、医業外費用の修学資金に対する長期貸付金貸倒れに120万円、特別損

		<p>失では新型コロナウイルス感染症対応従事者113名に対し、慰労金2,260万円を追加しております。</p> <p>収益的収入では、入院患者の減による入院収益72万2,000円の減額、医業外収益では他会計補助金97万8,000円、他会計負担金293万円にそのほかの医業外収入として賠償責任保険事故保険金80万円の増額、特別利益として新型コロナウイルス感染症対応従事者へ県からの補助金2,260万円を増額するものであります。</p> <p>また、資本的支出では、新型コロナウイルス感染症対策として、機器備品購入費に1,377万4,000円とWi-Fi環境工事費に37万1,000円の増額、それと1名に対する修学資金の長期貸付金として240万円を増額し、資本的収入では、新型コロナウイルス感染対策に向けた地方創生臨時交付金86万6,000円と、県補助金として設備整備に充てるための補助金と、医療体制確保のための補助金合わせて1,298万9,000円を追加し、不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金に269万円を追加、充当するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。説明書45ページから50ページ、給与費明細書も含まれます。議案書60ページから61ページになります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長	(議員席)	<p>なしと認め、以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>初めに、原案に反対する者の討論を許します。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
西館議長	(議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第55号について採決いたします。</p>

	(議員席)	<p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	西館議長	<p>異議なし認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程終了の告知	西館議長	<p>これで、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を閉じます。</p>
次回日程の報告	西館議長	<p>明日9日水曜日は午前10時から決算特別委員会を開き、付託された議案の審査をお願いします。</p>
散会宣告	西館議長	<p>本日は、これで散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(散会時刻 午後 4時59分)</p>
	<p>事務局長 (赤坂千敏君)</p>	<p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>